

第九十一回国会 大蔵委員会 議 録 第十一号

昭和五十五年三月七日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 増岡 博之君

理事 愛知 和男君

理事 高島 修君

理事 佐藤 樹樹君

理事 坂口 力君

理事 竹本 孫一君

理事 麻生 太郎君

理事 熊川 次男君

理事 白川 勝彦君

理事 中村正三郎君

理事 藤井 勝志君

理事 村上 茂利君

理事 山口シヅエ君

理事 山中 貞則君

理事 伊藤 茂君

理事 沢田 広君

理事 堀 昌雄君

理事 大久保直彦君

理事 古川 雅司君

理事 多田 光雄君

理事 玉置 一弥君

出席国務大臣

大蔵大臣 竹下 登君

出席政府委員

大蔵政務次官 小泉純一郎君

大蔵大臣官房審議官 梅澤 節男君

大蔵省主計局次長 秀河 徹映君

大蔵省主税局長 高橋 元君

大蔵省銀行局長 米里 恕君

国税庁次長 伊豫田敏雄君

委員外の出席者

国土庁土地局土下 壯而君
国土庁土地局地価調査課長 久保木哲彦君
通商産業省通商政策局経済協力部長 新 欣樹君
郵政省貯金局長 小倉 久弥君
一業務課長 大蔵委員会調査室長 葉林 勇樹君

委員の異動

三月六日

辞任

伊藤 茂君

柴田 弘君

宮地 正介君

同日

辞任

安井 吉典君

坂井 弘一君

二見 伸明君

同日

辞任

川口 大助君

多田 光雄君

同日

辞任

八木 昇君

寺前 巖君

同日

補欠選任

川口 大助君

多田 光雄君

三月六日

小口消費者金融業法案(多田光雄君外三名提出、衆法第七号)

第一類第五号 大蔵委員会議録第十一号 昭和五十五年三月七日

る法律の一部を改正する法律案(多田光雄君外三名提出、衆法第八号)
電源開発促進対策特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

増岡委員長

これより会議を開きます。
所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。柴田弘君。
○柴田(弘)委員 たいだいま提案をされております所得税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、順次質問をさせていただきます。

ちようど五カ月前の十月七日だったと思います。が、私は初めて新人として当選をいたしました。ちようど五カ月前にいたしました。その間、衆議院本会議における質問を初めといたしまして予算委員会あるいは大蔵委員会、これちようど六回目の質問になるわけです。大蔵大臣に對しまして四度目の質問になります。きょうはまた大臣のいろいろと御指導をいただくという意味も込めまして質問をさせていただきます。ありがとうございます。

私は、まず第一に財政再建と税制改正、特に不公平税制の是正という問題につきまして大臣の御認識、御所見をお伺いしたいと思います。

これは申すまでもなく、財政再建を今日の政策課題の中で最優先としていくからには、一つは歳入の節減合理化はもちろんでありますが、歳入面におきまして不公平税制の是正というものを徹底的に行っていくかなければならない、不公平税制の是正に視点を置いた税制改正がいま非常に重大なときに来ているのではないかと、私はこのように感ずるわけでありまして、まず大臣の御認識、御所見を伺ってまいりたいと思います。

○竹下 国務大臣 御指摘のように、財政再建というところにつきまして、おおよそ今年度はまず出るを制するという考えから公債の一兆円減額あるいは一般歳出の伸び率を五・一%、そして三番目にいま御指摘の税制面の見直し等を行ってきたわけでありまして、五十五年度におきましては、利子配当課税について総合課税へ移行するための所要の措置、すなわち、言われるグリーンカードシステムの導入の準備を始めるといふことをお願いをいたしておるわけでありまして、企業関係の租税特別措置につきましては廃止または大幅一律縮減など思い切った整理合理化を行うこととしておりまして、税制調査会の五十五年度答申においても明確に述べられておりますように、五十一年度以降の改正によって政策税制の整理合理化はおおむね一段落したものと考へて、このように申し述べさせていただきます。したがって、今後とも税負担の公平の確保につきましては、実態に即して税制そのものは絶えず注目していなければならぬ課題でございますので、努力してまいらなければならぬ、このように考へております。

○柴田(弘)委員 それで、今後のこの不公平税制の是正、いま大臣の御答弁によりますと、おおむね租税特別措置においても一段落をしたという評価を得ている、しかし、まだ今後とも努力していかなければならないという御答弁であつたと思いますが、しからば今後不公平税制の是正に向かつて、どのような点がまだ不完全であり、是正をしていかなければならないか、この点ありましたら御答弁をいただきたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 五十二年に税制調査会で行つた中期答申というのを御審議いただいたわけですが、その中で、たゞいま大臣からもお話のございましたように、租税特別措置の中の一わゆる政策税制というのにつきましましては、経済社会情勢の変遷と申しますか、時代の要請に応じて常時真にやむを得ない必要なものに限定していくべきだ、そのための見直しを行うべきだということをお述べたわけでございます。

その中で、典型的に、社会保険診療報酬課税なり、利子配当所得課税なり、有価証券譲渡所得課税なり、準備金、特別償却なり、それぞれにつきまして一層その整理合理化に努めるべきであるというこの項目についての御方針が私どもに示されてまして、それに基づいて毎年の税制改正を進めてまいつたわけでございます。

そのほか、いわゆる世上不公平税制と言われる場合にしばしば指摘されております法人と個人との所得課税の調整の問題、いわゆる法人税の基本的仕組みの問題につきましましては、その変更が企業の資金調達の形態なり、個人投資家の金融資産選択なり、税負担のバランスなりに重大な影響を及ぼすものであるから、その影響や効果をよく見きわめて、諸外国の動向も考慮しつつなお時間をかけて検討せよという御指摘がございまして、私どもも昨年来税制調査会でこの問題についての企業課税の基本的な仕組みに關しましての精力的な審議を始めていたところでありますし、それをさらに本年度も深めていきたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、引当金の問題が法人税についてございまして、これも、いわゆる不公平税制の中にカウントされることがあるわけでございますが、引当金が法人税の所得計算上の合理的な会計上の要請であるということにつきましては、税制調査会の中期答申でもそう言つておられるわけでありまして、引当金に対して繰り入れる率、これを常時適正化を図っていくというのを努力すべきだということでありまして、これは貸倒引当金なり退職給与引当金なり、私ども、従前の、また本年度の税制改正におきましてもその点に配慮してきております。

それから相続税、資産課税の分野でも、たとえば富裕税について、さらに所得税の補完税としての位置づけというものを含めて、執行面における諸問題、その実施の可能性ということについて引き続き検討を重ねようという御指摘で、これにつきましても富裕税は目下国税庁とも相談をいたしながら種々検討を重ねておるところでございます。

現行の税制につきましましては、そのほか流通課税、消費課税、所得課税それぞれについていろいろな御指摘をいただいたわけですが、不公平税制というお示しでございますけれども、私ども、税制の持つております本来の資源配分機能なり所得の再配分機能なり、さらには財政需要との兼ね合いでの税負担のあり方というのについて、各税体系を通じて総合的な見方を十分勉強を重ねておるつもりでございますし、また、その点につきましましては各機関、関係方面の御意見も十分拝聴して国民の御期待にこたえてまいりたいという所存でございます。

○柴田(弘)委員 そうしますと、たとえば法人税の税率アップの問題ですね、これは今国会においてもしばしば議論をされておるわけでありまして、この引き上げの問題については今後とも税制調査会の審議にかけていかれると私は考えるわけでありまして、一応五十六年度にそういう税率アップの方向でお考えになつてゐるのか、その辺をひとつ明快にお示しをいただきたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 法人の税負担水準、いわゆる税率の問題でございますが、これにつきましましては、かねてからお答えを申し上げておりますように、わが国の法人課税の課税標準は外国とそれとは変わつていないと思ひ、しかし、実効税率で比べますと、主要諸外国のそれに比べて、わが国の水準はやや低い、したがつて、今後適当な機会をとらえて法人税に若干の負担を求める余地があるというのが税制調査会の御見解であります。

わが国の法人課税は、法人税と地方税である住民税と、それから物税であります。その実効税率は、三つの組み合わせでございますが、その実効税率は、大法人の場合四九・四七％、これは標準税率をやつておりますから四九・四七％でございます。アメリカなりドイツなりイギリスなりフランスなりの水準に比べてやや低い。フランスとはほとんど同じでございますが、そういうところから、たびたび年度改正をいたします際に、法人にさらに負担を求めるべきかどうかということについての検討をほとんど毎年のように税制調査会でお願ひをいたしております。

本年度五十六年度の御提案申し上げております改正の中での法人税率の取り扱いにつきましては、これは歳出の削減を第一義とすると、先ほど大臣からお話のありましたような方針で臨みまして、五十六年度以降の問題として、今後の税収の推移なり財政事情のあり方を考えますと、法人税の負担水準についての検討を欠かすことはできないというふうに思つておりますが、具体的な年度改正の問題として今後税制調査会にお諮りしてまいりたいという所存でございます。

○柴田(弘)委員 法人税の引き上げ、これは特に私はここでお願いをしておきますが、中小零細企業の法人に対しては御配慮をいただきたいと思ひます。そのために軽減税率二八％の適用部分を拡大をする、あるいはまた所得一億円以下は現行税率四〇％の据え置き措置等々のこういった御配慮をいただきまして、時と場合によりましては、

投資減税をセットするような方向で柔軟に対応していただきたい、このように要望を申し上げる次第であります。

それから、続きましてこれは大臣にお伺ひをしておきますが、過日の本会議におきまして、私は今国会におきます財政再建の決議に絡みまして、一般消費税の問題につきましまして御質問を申し上げたわけでありまして、財政再建に關する決議の中には、一般消費税によらず、まず行政改革による経費の節減、歳出の節減合理化、税負担公平の確保、既存税制の見直し等を抜本的に推進することにより財源の充実を図り、財政再建を進める、このような内容の決議がなされていることは大臣もよく御承知だと思ひます。それで、当然大臣もこの国会決議を尊重しておみえになると思ひます。

そこで、この一般消費税の導入の問題は、これはどうも国会における本会議あるいは予算委員会等々の御答弁を聞いておりましたも、果たして五十六年度以降断念されたのかどうか、きわめて不明確だということに私は考えております。この一般消費税を五十六年度以降断念した大臣は断念されているのかどうか、ひとつ明確にお答えをいただきたい、このように思ひます。

○竹下(国務)大臣 これは御案内のように、私の答弁が非常に明快を欠くと言われる御批判を受けましたことの一つは、御決議等をいただきます際に、ずいぶん私どもも出かけてまして、いろいろお願いをしたりして使つた言葉が、いわゆる一般消費税(仮称)と、こういう言葉で使つておりますので、そのような御指摘を受ける一つの要因であると思ひます。

確かに本院における十二月二十一日の国会決議を読んでみますと、いま御指摘のとおりであります。したがつて、政府が五十六年度に導入するための具体的な方策として検討を進めてきたいわゆる一般消費税(仮称)については、決議が行われているところでもありますので、あのままの形で新税を提案できる環境にはないというふうに

答えておるわけでありませう。

なぜこたわったかと申しますと、いわゆる一般消費税（仮称）というように特定の仕組みに限定するのではなくして、消費支出一般に着目するという意味での、幅広い消費支出に着目する間接税とでも申しましょうか、そうした一般的な消費税を今後一切否定するということは、税体系上もきわめて問題が大きいと考えられるわけでございませうので、したがって、この財政再建のための歳入構造の健全化の必要性につきましては、国民の御理解が得られるよう今後とも十分努力をしていかねければならないと考えております。

くどいようございませうが、租税の諸形態について一応大別してみますと、まず直接税と間接税とに分かれていて、そして直接税の中で主たるものは所得課税であり、また二番目には資産課税であります。その所得課税を大別しますと、個人所得課税と法人所得課税、こういうことになりませう。そして資産課税は、相続税とございませうと、あるいは地方税の固定資産税とございませうと、かようなことになるわけですが、そしてそれを直接税の範囲でくくりますと、間接税ということになる消費税、こういうことになるわけでありませう。

その消費税というものが、いままでも、たとえば申しますならば、酒税とか砂糖消費税、あるいは揮発油税、物品税、入場税、通行税、石油ガス税、地方税では電気税、ガス税というようなものもいわゆる消費税の範疇に属するわけです。したがって、一般消費税というものが否定されたら、消費一般にかかる税体系というものが、これは学説の上でも行使できなくなる。そういう意味で、大変窮屈に物を申し上げておるわけでございませう。

したがって、いづれにいたしましても、あのままのものをいまお願いする環境にないということは明確でございますが、将来いかにして——ことしは歳入の削減を主体にして予算を組みましたが、歳入歳出両面にわたって国会決議の趣旨に沿ってまいりたい、幅広い観点から財政再建

の進め方についていろいろな問答を繰り返しながら進めていかねければならぬ、こういう趣旨で、非常にこたわっているようでございますが、税体系全体を否定するような状態になつてはならぬということから、ときには間接税のワン・オブ・ゼムでございませうと、いろいろなことを申し上げたわけでございますが、詳しく申し上げますならば、いまのようなお答えの中で御理解をいただきたいと思ひます。

○柴田（弘）委員　そうしますと、昨年大蔵省当局が導入しようとしておつたいわゆる一般消費税、仮称、括弧がつくか知りませんが、これはも現在の経済状況の中では導入をする状況になつていない、いま大臣がなさるおっしゃった消費課税、これは否定するものではない、こんなように私は理解をしておりますが、そのとおりでよろしいでしょうか。（竹下国務大臣「結構でございます」と呼ぶ）しかれば、いま具体的にいろいろと酒税等々についておっしゃったのですが、財政再建を進める、とりあえず五十九年度までに赤字国債をゼロにしたいという将来展望の中で、計画性を持ってこういったものをどういうふうにしていくのか、この辺のところ、正直に申し上げて明確ではないというふうに思ひます。やはり、いま大臣もおっしゃったように、国民と問答を繰り返しながら、その理解を求めながらということであれば、少なくとも私は、赤字国債をゼロにしていく五十九年度までこういったものに対してこういふふうにしていくんですよ、ということを国民に提示をされて、その理解と協力というものを求められてはかゝるべきではないか、このように感じます。大臣もこの国会等々でいろいろ御答弁なさっております。新聞等に消費課税云々というやうなことが出ておるわけですね。これはもうただそれだけで、新聞を読む国民はどんなものかというところが私にはわからないと思ひます。そこら辺のところを一つの将来展望といひますか、こうしていくのですよというものを、大臣が国民と問答を深めたい、こうおっしゃるならば、私は提示

をされて、国民の理解なり協力なり、あるいはまた批判なりを仰いで一つの計画性を持った方向へ進んでいただきたい、このように私は考えるわけでありませうが、その辺はいかがでしようか。

○竹下国務大臣　いま柴田さんおっしゃいますのは、おたくの矢野書記長を初めとする御提案に財政計画を早くつくられ、こういう背景があつてお尋ねなすつておると思うのであります。

確かに、財政収支試算というものは頼りないじやないか、こういうことのお気持ちもあろうかと思ふのであります。そこで、この中期の財政計画というものをどうやってつくつてみるか。諸外国の例を見ますと、やはりつくつて十年かかった。しかし、日本人は頭がよろしうございませうから、もう少し早くできるだろうと、いろいろな感じでの作業を詰めておるところです。具体的に作業を詰めておりますと、問題になりますのは、当然のこととして各省の協力を得なければならぬ、そうすると、各省の協力の中では、何だか数年にわたつて自分の省の所管の仕事を制約されてしまふというやうな印象も全くないわけではない。それらをほぐしたりしながら、いままさに濃密な、密度の濃い作業を進めておるのです。

それで、めどとして五十六年度予算編成までにはどのようなものができますか、一つのめどにおいて作業をしよう、そうすれば、国民の皆さん方にも、なるほど財政計画というものについてこれだけの負担が国民にも必要だとかいふやうな議論をしていただける資料を提供するわけです。日本予算編成というものは、実際は諸外国に比べれば非常に開かれた予算編成であるとも一面言えるわけですね。ただ途中で数字を出さなければいけません。こういう議論もございませうけれども、したがって、財政民主主義の中でそういう手法は当然考えなければいかぬ時期に來たといふので、鋭意そういう作業を進めておるといふのが現状の実態でございませう。

されば、いまおっしゃった、今度は税制でもこういふやうなものを検討しておる、先ほど主税局

長からあつたように、税制調査会の五十二年の中期答申に基づいた中で、法人税はまだ余地がありますよとか、そうしたいろいろな御提言もなすつておるし、一般的に言えますのは、いわゆる直接税と間接税、直間比率というのにおいて日本は少しく間接税のウェイトが低いじやないか、こういう議論もいただけるでございませうし、そういう理解の中に各方面の意見を聞いて、具体的に、されば五十六年度はこれをやりませう、こういふことになつていくわけでございませうので、こうしてきよう御意見を聞かしていただくやうなことが、またこれは国民の代表と政府とが問答しているわけでございませうから、これはいいことだといふふうに思つております。

○柴田（弘）委員　そうしますと、いま財政計画のお話が大蔵省から出ましたが、いまのお話ですと、五十六年度の予算編成までに、大変な作業ですが財政計画は提示できるのじやないか、こんなやうに私は理解をしてお聞きしておつたのですが、それでよろしうございませうか。

○竹下国務大臣　まだそこまで言う自信がないんですよ。だから、今年いっぱいにとにかく提示できるように努めます、こういうところまでいまい政府部内を統一しておるわけです。私が行き過ぎたことを言つてうそをついたといふふうになると大変でございませうから……。

○柴田（弘）委員　五十五年中ということですね。——はい、わかりました。では、次に進めさせていただきます。

次は、今回の所得税法の改正の中の一つの目玉でありますところの利子配当所得の総合課税、いわゆるグリーンカード制度の導入につきまして質問をしていきたい、このように思ひます。

私もこの利子配当所得の総合課税化につきまして従来から主張してまいりましたし、賛成をいたすわけでありませうが、ひとつここで私が御指摘申し上げたいのは、これは本会議の代表質問でも申しましたが、どうしてこの総合課税化に対しまして四年もかかるのか。五十九年の一月一日

導入ということですが、説明を承りますと、国税当局あるいは金融機関等々の対応体制を整える、あるいはまた大臣のいままでの御答弁にありましたように、国民の慣熟を得る、こういうことであるわけがありますが、しからば果たしてこの四年の中で、たとえばこの五十五年度はどうするのか、五十六年度はどうするのか、五十七年度はどうするのか、五十八年度はどうするのかという、いわゆる明確な年度別の計画というものが示されていないように私は思います。その点ひとつ国民の皆さんにもわかるように御説明をいただきたい、このように思います。

○伊豫田政府委員
お答え申し上げます。

五十六年一月一日から少額貯蓄利用者カード制度を本格的に実施するということにつきまして、なぜ四年かかるかというお話でございますが、これは個別に各年度にどういうことをやらなければいけないかということを、若干時間がかかりますが、順次申し上げまして、それによつて全体を御理解願えればと、このように考えております。

まず内容といたしましては、やはり物理的な問題と、それからもう一つ、国民の皆さんに納得していただけるように広報を行っていく、慣熟を待つ、両方の面があると思いますが、まず昭和五十五年度につきましては、第一に考えておりますことは金融機関等関係機関との協議でございまして、市町村、郵政省、銀行、証券会社等、こういうものとの間にカード交付申請事務、手続等に關しましていろいろの打ち合わせが要るわけでございします。それと同時に、他方において政省令等の作成につきましても準備を進めてまいらなくてはならない。

それから、これだけの大きな制度でございますので、次に本制度をどういうふうに実態に即して運営してまいるかということについて細目の検討を行わなくてはなりません。カードの交付申請からカードが交付されるまで、その間あるいは住所、氏名等の異動管理、こういうものを基本的にどういうふうにとレースしていくかというふうな

問題の事務上の手順あるいは方法等についての検討が必要なわけでございます。

それから今度は電算処理システム関係でございますが、本制度のソフトウェア、これについての基本設計を行わなくてはなりません。これは、たとえば具体的に言えば、集中処理をするか、あるいは若干各地方に拠点のようなものを置いてそこでコンピュータで処理をするか、こういうふうなことで、あるいはプログラムの種類、機能、入出力、そういうものについてもいろいろな検討が要するわけでありまして。

それから考えておりますことのもう一つは、先ほどちょっと申し上げましたが、本制度についての広報活動を今後四年間十分行う、その第一年度でございまして、十分の注意をもってこの広報活動を行ってまいりたい、これが初年度に大体われわれが現在考えておることでございます。

第二年度以降、若干長くなりますので簡単に申し上げますが、今度は、金融機関等関係機関との検討を終わった後、実際の準備に取りかからなくてはならない。どういう用紙を使うか、どういう事務手順でやるか、こういうふうなことを地方公共団体あるいは金融機関等と検討をしていかななくてはならないわけでございます。

それから、コンピュータ関係につきましては、基本設計が終わりました後、その詳細設計に入らなくてはなりません。これがやはり相当の間を要するものと考えております。それから、コンピュータのハードウェア関係についての整備を始めなくてはならない。具体的には建物ももちろんでございますが、各種機器等の発注の問題から始まるわけでございます。さらに、五十五年年度に引き続きまして、事務処理手順あるいは広報活動というものは行う予定でございます。

昭和五十七年度に入りまして電算処理システムのプログラムを完全に固めてまいらなくてはならないわけでございます。それから、税務署等窓口、こういうものの実際の動きもトレースして、必要な税務職員あるいは金融機関等職員の研修等

についても考えてまいらなくてはなりません。

それから、五十八年一月一日からはカードの交付を開始いたしました。これにつきまして受付付を、カード交付を実際開始する、あるいはそのチェックというふうな問題で、少なくとも五十七年度の後半は忙殺されることになるのではないかと考えております。

最後に、五十八年度に参りまして、電算処理システムをあらゆる意味において稼働させると同時に、これについての試験、チェックを行わなくてはならない。それから五十九年一月一日から本制度を本格実施するために、マル優、郵貯、支払い証書、こういうものに全部適用していく、それをいかにスムーズに移行するかという問題がございます。

若干控くなりまして恐縮でしたが、以上のような趣旨のことを行わなくてはなりません。今年三月九日の、実質的に申しますと、ただいまから三年九カ月でございますので、必ずしもわれわれとして長い期間とは思っておりません。非常に苦しい努力を続けて、その間にこれを完成させたいと考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたい、このように思っております。

○柴田(弘)委員　いまの電算処理システムの基本設計、これはまさしく国税庁の問題だ、これはほかは一番大きな問題ではないかと思うわけでありますが、この辺ももう少し、現在の段階においてどこへ建物をつくり、どんな考え方でされるのか、具体的に詰めたものがあればお聞かせいただきたいと思います。

それからいま一点は、いわゆる制度の広報活動、これは具体的にどのような方向で国民に行っていくのか、この点もしいま方針が出ておればお聞かせをいただきたいと思います。

○伊豫田政府委員　いま申し上げましたように、全体としての構想はできておりますが、具体的なハードウェアあるいはソフトウェア等の発注等に関しましての具体的な問題をただいままだ申し上げる段階に至っておりませんので、その点は御容

赦願したいと思っております。

それから、広報活動の面につきましては、決して特別な方法があるとも考えておりませんので、従来納税思想につきまして、あるいはこの三月十五日の確定申告につきましていろいろの媒体を使って広報を行っております。こういうものを同じように使いまして、できるだけ効率的に皆さんに御納得いただけるような方法を講じてまいりたい、はなはだ抽象的なお答えで申しわけございませんが、そのように考えている次第でございます。

○柴田(弘)委員　いま御答弁いただきましたが、一応法案を提案なさつてみえるわけですよ。これにはなるほど細部についてまでは詰めておみえにならぬかもしれませんが、一応こういつた具體的な方向ですよ、経費試算もこれこれですよ――私も実はこれを大臣に本会議で質問をいたしましたものが、そのときには委員会審議の間には何とかお示しをできる、たしかこんなような御答弁をいただいたと記憶しております。

しかし、先回の大蔵委員会におきましてはまだその経費試算がちょっと出されておりません、こういうことだったのですよね。それでこの法案を出して、ひとつ審議してくれ、こういうことでして、私は、そういうことが果たしていいのかどううか、はなはだ疑問に思いますよ。だから、現在の段階でそういったものは出されないということであれば、そういう経費試算を含めて、もう一步突っ込んだ具体的な内容、一体、建物をどうするか、電算機のシステムをどうするか、こういう具体的な問題をいつ提示をしていただけるのですか、この委員会審議の間にきちっとやっていたいただけるかどうか、この辺のめどをひとつお聞かせいだきたい、このように思います。

○伊豫田政府委員　ただいまお尋ねのごじました経費の点につきましてお答え申し上げます。この利用者カード制度の所要経費につきましては、一昨日も御答弁申し上げましたとおり、制度の具体的な運用の細目の詰めと本質的には並行し

てなされていくような性格のものでございますので、正確な見通しを立てることはたゞいまの段階では困難でございます。

ただ、先般二月十二日の本会議におきまして柴田委員から御質問を受けておりますし、また一昨日もすでに本委員会におきまして他の委員から御質問を受けておまして、われわれといたしまして、そのめどがでないというところではございませんので、計算を非常に急がせたところでございます。

その結果、一つめどといたしまして、諸種の前提を置いて試算をいたしました結果、少額貯蓄等利用者カード制度の導入につきましては経常年度約二百億円前後、こういう数字が得られたところでございます。ただ、この数字につきましましては、われわれといたしまして、ただいまの財政状況等にかんがみましてこれを極力圧縮していく努力は今後も続けてまいりたいと思っておりますが、二百億前後というのが一つのめどとして得られましたというのをこの席で述べさせていただきます。な、これはあくまでもめどとして御理解賜れば、このように考えております。

○柴田(弘)委員 経常年度二百億というのは、これは三年九カ月で二百億というのか、単年度で二百億というのか、その辺ちよつと。

○伊藤田政府委員 経常年度と申しますのは、普通に通き出してから単年度で二百億、このように御理解願えらと思っております。

○柴田(弘)委員 それじゃ次に移ります。

このグリーンカード制度の導入が、将来国民総番号制に移行するのではないかと憂慮する声の一部にあることも事実であります。この辺どうでしょうか。そういった点はないのかどうか。それからいま一つは、このグリーンカード制度導入がプライバシーの侵害にならないのかどうか、この辺がきわめて大事なところではないかと思ひます。この辺ひとつ、そういった心配する声もあるわけでございますので、明快にお示しいた

だきたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 少額貯蓄利用者カードというの、――その前に、税制調査会で、こういう手段を用ひまして利子配当所得の総合課税をやつていく場合に、完璧な手段としては納税者番号制度であるというお答えをいただいたわけでございます。

納税者番号制度とこのいま御提案を申し上げております少額貯蓄等利用者カード制度の基本的な違いというところは、納税者番号制度は国税当局が全国民に対して一斉に付番するということにあるわけでございますが、このグリーンカードシステムは、非課税貯蓄を利用しようとする方が申請によつてカードの交付を受ける、これが第一の差であります。したがつて、申請によつて交付される、一斉付番ではないということでありまして、第二の差は、納税者番号制度でございますと、すべての貯蓄の取引なりそれにかかわる利子配当の受領、授受なりにつきましまして納税者番号の提示が必要になつてくるわけでございますけれども、このグリーンカードシステムのもとでは、カードの交付を受けておられない方は課税貯蓄を行おうとする場合にカード以外の証票、たとえば住民票、そういったものをお示しいただいて本人確認を行うことができるということにしております。

したがつて、納税者番号制度とこのカードでは任意性という点について基本的な差がございます。そして、こういうグリーンカードのシステムというものがましまして国民総番号制というものになつておられるのではないと思ひます。その点はさらに納税者番号制度ですら税務の目的以外には使用しないわけでございますし、このインプットされる情報も利子配当所得関連の資料だけでございます。いわゆる総番号制というものは国民に関するいろいろな情報全部一元的にどこかのコンピュータに入つていて、そういう意味では少額貯蓄等利用者カードと国民総番号制というのは全くその質を異にしておりまして、国税に関する事務以外の目的に少額貯蓄等利

用者カード制度を利用できないという禁止規定も今回御提案申し上げております所得税法改正の中に入れておりますので、したがひまして、全くそのおそれはないと考えます。なお少額貯蓄等利用者カードの交付番号というものは国民の貯蓄という資産に関する重要な情報でございますから、それを国税当局が把握しておることから起る国民のプライバシーを保護いたすという必要が十分でございます。御審議いただいております所得税法改正の中でも、カードとその記載事項については、国税に関する事務以外の目的に使用することを禁止する、これはいま申し上げたわけでございますが、それだけでなく、罰則の強化をいたしまして、国税職員が少額貯蓄等利用者カードに対する情報、具体的には交付番号でございますが、それをほしにましまして漏らした場合には通常の公務員の守秘義務を超えまして、たしか二年以下の懲役というような刑罰を科することによつてプライバシーをかく守るという措置を講じておるわけでありまして、

○柴田(弘)委員 それで、申すまでもありませんが、この総合課税化はやはり税の公平な確保というものが一つの大きな目的でなければなりません。当然それが不公平の是正になつてまいります。同時にまた、脱税の防止に役立つものでなければならぬ、このように思ひます。

そこで、そのために一つは、国税当局と郵政省との連携の強化、二つ目には、郵貯の場合、特に、これは民間の金融機関もそうですが、郵貯もそうですが、ともに本人の確認と名寄せを強化していかなければならぬですね。完璧なものにしていかねばならぬ。それから第三点目には、民間金融機関の預金と郵貯の総合関係の公正化というものが絶対不可欠な条件になつてくるのではないかと、このように私は考えるわけでありまして、まず大ざっぱにいきましてこの三点につきましてひとつ関係御当局の御所見をお伺ひしたい、かように思ひます。

○高橋(元)政府委員 いまお示しのごさしました

三点は、グリーンカード制度が円滑にまた効果的に運営されるための基本的な事項であると私もさう認識しております。

そこで、これはかねてから申し上げておりますように、約六千万人を超える国民の方々にグリーンカードをお渡しをして間違いなく使つていただく必要もございまして、貯蓄の受け入れをする方にいたしましては、郵便局でございますと三億、民間の金融機関でも定期性の預金だけで一億を超える口座を持っておりますから、民間の金融機関と政府の金融機関である郵便局、その両方を通じて、その本人確認なり名寄せなり限度管理なりというものは、このカードによつて円滑に行われ、かつ誤りがないということが必要であります。

それから第三の点につきましては、これも前にも申し上げたことでございますが、こういう税務上の要請から入つてまいりますカードシステムによつて金融資産の国民の選好に不測の影響を及ぼさないという観点が必要でございます。そういう点につきましても、私どもとしては現時点で、またこれから先五十九年にこれが完全にワークしますまでに、十分国民の方々の御意見も承り、また貯蓄受け入れ機関、金融機関の御意見も承り、また金融資産と申しますと預金のような指名債権だけでございまして、転々流通する有価証券もあるわけでございますから、転々流通する有価証券の市場性また市場における動き方というものもよくよく見きわめまして、行き届かないところのないように十二分に努力してまいりたいというのが全体を通じての私どもの考え方でございますし、また、そういう方向で具体的な作業を進めておるところでございます。

○柴田(弘)委員 局長さん、民間の金融機関の場合ですね、今回のこのグリーンカード制度導入によりまして本人確認と名寄せ、これは確実にできると理解してよろしいですか。

○高橋(元)政府委員 これはまず第一に預金者の方々の十分な御理解ということが必要でございま

しょうし、そのために、先ほど来国税庁から申し上げておりますように、これから三年をかけた十分にPRもしてまいらなければならないということでございますが、民間機関の場合には、非課税貯蓄を利用しようとする方につきましては、このカードの提示、カードの交付番号の預金証書への記載ということが基本的に要請される、義務として課されるわけでございますから、この点は本人確認につきましては、このカード制度によって完全に守られるというふうに思います。

非課税貯蓄はそうでございますが、課税貯蓄の場合には、先ほど申し上げましたように、このカードの交付そのものが任意ということになっておりますから、したがって、カードの交付を受けてない方が課税貯蓄をなさる場合がございます。その場合には住民票の写しなどの提出をいただいて本人確認をすることでございます。したがって、金融機関の方々のモラルということはもちろんでございますけれども、そのモラルに私どもは十分に信頼をいたしまして、このカードによって課税になります元本というものの捕捉、それから本人確認ということではあるというふうに確信を持っております。

ただし、これから先、私どもが同じような観点で工夫をこらしてまいらねばならないものは、たとえば割引債券、これにつきましてはグリーンカード制度適用をどうしてまいるか、これらの点については先ほど冒頭に申し上げましたような基本的な考え方から十分に関係者の意見も聞いて詰めてまいることでは完璧を期してまいりたいというふうに考えております次第でございます。

○柴田(弘)委員 それじゃ次に郵政省に順次お伺いしていきなさいと思いますが、先ほど来申し上げております本人確認の問題であります。

民間の金融機関におきましては、マル優制度の利用者について本人確認義務が御承知のように所得税法の施行令の第四十六条で決められておりま

す。しかし、郵便貯金の場合には、法令上にこれが明文化されていない、その規定はない。ただ、本人確認ができるという一つの権利規定がある。義務がないわけでありませぬ。そういった点で、現在本人確認については郵政省としては、あるいは各郵便局としては完全になされているかどうか、ひとつその辺をお伺いをしていきたいと思ひます。

○小倉説明員 ただいま御質問ございました郵便貯金の本人確認でございますが、郵便貯金の預入の際には、郵便局の窓口等におきまして申込者の住所、氏名が、たとえば郵便局の局員が面識がある、あるいは外務員が訪問したことがある、そういうこと等によりまして明らかでございます。場合を除きましては、身分証明書でございますとか、運転免許証でございますとか、保険証でございますとかいいますような、いわゆる本人であることを証明できるような資料の御提示をいただきまして申込者の住所、氏名を確かめる、このようにしているところでございます。また、このような場合以外としましては、一応貯金は受け入れられますが、申込者には事後にいま申し上げましたような確認資料の御持参を求めています。また、なお一定期間を経過いたしました後も確認資料の御持参がございませんときは、郵便局からあいさつ状を発送して確認を行う、こういうような方法で本人の確認に努めているところでございます。

○柴田(弘)委員 郵政省として一生懸命やっています。やることは私もよく理解をいたしますが、一生懸命やっていますから御答弁いただきましたが、一生懸命やっていますから、あいつつ状を発送して、いまお話があったように、あいつつ状を発送されて、そしてそれによってまたやってみる。この辺の実態どうですか、どうしても、あいつつ状を発送しても返ってくる、そういうものもあると思ひますし、また返ってきたものについて郵政当

局としてもいろいろと追跡調査等々やっています。返ってくるわけでありませぬ。この辺は私は理解をいたしますが、いろいろと資料を見てまいりますと、各年度相当な未確認のものが私はあるというふうな思ひます。きょう現在、どの程度そういった本人確認ができてない件数があるのですが、絶対ないですか。

○小倉説明員 ただいま御質問ございましたことでございますが、私どもでは、いま申し上げましたように、預入の際に確認資料等の御提示をいただきます。本人確認をやっておりますところでございますが、この御提示、御持参がないというふうな場合は、いま申し上げましたように、あいつつ状を発送して確認に努めております。このあいつつ状を発送いたしました返ってまいりますと、私どもの方ではさらにこれをその郵便局で再調査、たとえば再度あいつつ状を発送し直すとか、あるいはまた外務員に探しに行かせるとか、あるいはまた、私ども郵便局もやっておりますので、郵便配達等は非常に住所に詳しくございまして、そういう者に確認してもらおうとか、そういうような形で再調査に努めております。なお、再調査等いたしましたにもかかわらず見つかりましたら、その郵便局の窓口でそういう未確認のものを控えておきまして、預金者が来局されました際に正当な住所、氏名を確認する、このようにしておるところでございます。

そういうことでございますが、いま申し上げましたように、現在あいつつ状を発送し、これが返ってまいります。そしてさらに再調査いたしました。が、まだなお現在未確認といえますものが、いろいろこれはまださらに引き続いて調査等を続行するわけでございますが、ともあれ五十四年十二月末で全国の郵便局でそういう未確認であつてまだ控えておるものがおよそ七千件程度でございます。

○柴田(弘)委員 金額は幾らくらいですか。

○小倉説明員 私どもの事務指導は、いま申し上げましたように、本人確認の徹底ということで事

務を厳正かつ確実に遂行させますためにチェックしておるものでございますので、そういう未確認の件数は把握しておりますが、金額については微しておりませんので、つまびらかではございません。御容赦願ひたいと思ひます。

○柴田(弘)委員 郵便貯金の実態でございますが、これは郵政省の御調査によりましてはつきりとしておるわけでありますが、五十四年三月末、定額貯金につきましては証書の枚数は二億三千五百九十五万枚、金額にいたしまして三十八兆四千三百六十七億、こういうふうになっておるわけでありませぬ。それで一年間の伸び率をずっと見てまいりますと、証書の枚数で大体二千万枚から三千万枚、こういうふうな伸びております。ただいま申し上げましたように、二億三千五百九十五万枚という数字は、これはわが国人口の二倍以上、赤ちゃんからお年寄りまで一人残らず預金をいたしまして二倍以上ということ、これは相当なものだと感心をしていいのかどう言っているのか私ばかりかもしれませんが、いづれにしても実態はそういうことでございます。

私が申し上げたいのは、この郵便貯金が郵貯法第一条の規定「郵便貯金を簡易で確実な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させること」によつて、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。というためにきちっとした運用をされておれば、これは別に問題はありません。しかし、いま課長の方から御答弁がありましたように、どうしてもいま本人確認ができませんのが七千枚程度ある。私の資料によりますと、七千三百九十九件、金額は平均約十七万というところでございまして十二億五千七百八十三万円、こういう数字になるわけでありませぬ。この本人確認ができないのは、これは勘ぐった言い方をして恐縮であります。これは架空口座ではないか、こういうことが言われてもやむを得ぬじゃないかというふうに私は思ひます。ある人に言わせれば、郵貯が脱税の温床になっておるのじゃないか——これはちよつと言ひ過ぎかもしれませぬ

が、そういった非難の声すらある現実でありま
す。そうした中で、このグリーンカード制度の導
入によつて果たしてこういうものがあるのか
どうか、本当に郵貯法で規定されている国民の経
済生活と福祉の向上に役立つ郵貯のあり方になる
のかどうかというのが一番大事な問題ではない
か、このように私は思うわけがあります。

そこで、私は端的にお尋ねいたしますが、いま
郵貯法では三百万円という枠を超えてはならな
い、こうなっております。この件数は先日御答
弁があったわけでありますが、これは確認の意味
でお聞かせいただきたいのですが、約二万枚程度
ある、金額は二百億をちょっと超える、こんなふ
うに記憶しておいたのですが、その辺の数字。

そしてもう一つは、いま私が脱税の温床になつ
ていてのではないかとある人の言をかりて言つて
おるわけでありますが、架空預金は絶対ないのか
どうか、あったのかどうか、これをひとつ御答弁
いただきたい。

○小倉説明員 現在、郵便貯金で、たとえば定額
貯金は二億三千万枚程度あるわけでございます
が、これは郵便貯金の場合、通常貯金は一人一冊
と限られておりますが、他の貯金につきましては
お一人で何枚でも証書は持てる、こういう仕組み
でございます。現実には毎月二千万、三千万窓口へ
お持ちになりまして、証書が一枚ずつでき上がつ
て数十枚お持ちという方も、これはたくさんある
わけでございます。そのように利用されておるも
のでございます。このように二億三千万枚とい
う証書枚数、これは口座数ではございませんで
証書枚数でございますが、そういう証書枚数にな
るわけでございます。これらにつきましては、こ
の郵便貯金の法によつて定められました一般の郵
便貯金は三百万円という預入限度額の監査をいた
しますために、私ども、貯金原簿を所管しており
ます地方貯金局でいわゆる名寄せを行ひまして、
この限度額を超えておるものにつきましては、こ
れを制限額以内になるように減額、いわゆる解約
をしていただく、こういうことに法定されてお

ますので、そのような措置をとっておるところで
ございます。この減額の措置をいたしましたもの
は、先生もおっしゃいましたように、昭和五十三年
度におきまして二万二百万件、対象金額は二百二
十一億円となっておりますのでございます。

それから、本人確認の問題につきましては、先
ほど申し上げましたように、私ども、郵便局の窓
口等におきまして、いろいろの確認資料を提示し
ていただく、あるいはまたあいさつ状を発送して
確認に努めておるところでございますが、まだ十
分確認できていないというものが若干数ございま
しても引き続きその確認に努めておる、こういう
ところでございます。

○柴田(弘)委員 架空預金があったかかったか
ということは、この場ではなかなか言えないかも
しれません、私はあるというふうに――また、
その証拠もあるわけでございますが、この席では
この程度にとどめておきます。

それで、課長さん、この限度額を超えた分は郵
便局として利子を払ってみえる、なおかつ、この
点については、当然、課税の対象になつていな
い、こういうことですね。私は、この問題は贈与
税と関連があるというふうに思ひます。先ほど
申し上げました定額貯金の証書の枚数から考へて
まいりますと、税法で規定しております年間六
十万円を超える、これは十分推察できるといふ
うに思ひます。

こういった問題について、郵政省としての対
応――これは国税庁へも連絡をとっていない、こ
ういうふうに私は思うのですが、どうでしょう
か。

○小倉説明員 ただいまの御質問の件でございま
すが、名寄せの結果、この法律で定められました
預入限度額を超えた分がわかりましたものにつ
きましては、直ちに減額措置を講じておるところ
でございます。

それでは、この課税はどうかということでご
ざいます、これにつきましては、預入者の故意

または重大な過失により総額制限額を超えた場
合は、その超過した部分に対する利子は所得税の
対象となる、このように所得税法及び政令で規定
されておると理解しているところでございます。

それから、これらのものにつきましての国税庁
への連絡でございますが、いま申し上げましたよ
うに、制限額を超えたものが直ちにすべて課税
の対象ということには定められておりません。そう
いうことでもございますが、私どもの方では、超
過分ということにつきましては、現在そういう通
知の規定はございませんし、また、これを別段に
国税当局へ連絡することにつきましては、私ども
の方の金融機関が預金者の秘密を守るといふ信頼
の重要な要素ということもございまして、また、
公務員としての守秘義務もございまして、所得
税法その他法令に基づきます調査あるいは照会と
いうようなものに応ずる場合に限って連絡をして
いるところでございます。

なお、ちなみに、たとえば所得税法その他の法
律によります税務調査につきましては、所得税法
等の規定によりまして、いわゆる税務当局に税務
調査の権限がございしますので、この権限に基づ
たとえば郵便局への臨局調査あるいはまた文書に
よる照会というようなものがございしたら、そ
の限度におきまして私どもでもこれに應じておる
ところでございます。

ちなみに、五十三年度に郵便局へ税務調査を受
けた件数は七百四十五件となっております。

○柴田(弘)委員 いまいろいろと御答弁いたさ
しましたが、私は大きな問題があると思う。

それで、先ほどから申し上げておりますように、こ
のグリーンカード制度導入の一つのメリットは、
当然利子所得の適正な課税の確保ということ、そ
れから不公平の是正、脱税の防止ということにあ
らなければならぬ、こういうふうに思ひます。

ところが、今日の郵貯法では本人確認の義務もな
い。名寄せも、果たしてこのグリーンカード制度
導入によつてしっかりされるかどうかともきわめて
不明である。しかも、いまお話がありましたよう

に、郵貯法では限度額を三百万としておるのに、
それを超えても利子を払い、なおかつ、これも課
税の対象になっていない。しかも贈与税法で規定
しておる年間六十万円を超えるものについても何ら
対処されていない、こういうふうに私は考えてい
るわけであります。

問題は、こういった不合理性、不公平というも
のが、今回のこのグリーンカード制度の導入によ
つて果たして改善されるのかどうか。私はそのと
ころを篤と承りたい、こういうふうに思ひます。

○小倉説明員 このカード制度が導入されま
す、郵便局の窓口での預入の際、このカードの御
提示をいただきまして、本人確認を行うことにな
りますので、現在行っております本人確認が一段
と徹底される、このようになるものと考えており
ます。また、郵便貯金の限度額管理のために、正
しい住所、氏名で御利用いただいて把握する、こ
ういうことが肝要でございます。そういうことか
ら申しましたも、このカード制度の導入によりま
して限度額管理につきましても一段と徹底が図ら
れる、このように考えている次第でございます。

○柴田(弘)委員 このグリーンカード制導入は、
私はこんなふうに思うわけですね。民間のマル優
の場合は、今回のこの導入によつて、先ほど主税局
長からも御答弁いただきましたように、架空名義
も排除され、さらにマル優扱いによるものにつ
きましても、国税庁なり税務署なりの名寄せとい
うものも行われるのではないかと、このことで、ほ
ぼ完全にマル優の限度管理が行われるわけであり
ますが、しかし、郵貯につきましては、いま課長さ
んから御答弁をいただいたわけでありますが、本
人確認の意味しかないではないか、なるほど
が、そういった意味しかない、私はこのように思
ひます。しかも、国税当局による名寄せも行われ
ない、こういうふうに思うわけであります。です
から、当然、郵貯における貯金総額の限度管理は、
要するに郵政当局の厳正、厳格な管理に期待する

以外にはない、こういうふうには私は思います。

そこで、私が一つ御提案申し上げたいというか、これは郵政省の方で考えられているかどうかという事です、五十八年にオンライン化をされますね。この中に、やはり名寄せをきちっとする意味において、通常貯金あるいは積立貯金、定期貯金、定額貯金、この四種類をオンラインシステムに組み込んでいたらどうだろうか。それからもう一つは、やはり貯金総額が一人について三百万を超えたら自動的にコンピュータが預け入れを拒否するようなシステムを、せっかくならオンライン化されるなら考えられてみたらどうか、こんなふうに思うわけです。その辺どうでしょうか。

○小倉説明員 先生だいまおっしゃいましたように、コンピュータでこういう貯金の限度額管理がスムーズにできますように、現在、私もではオンラインシステムによります総合的な機械化を実施したところでございますが、この中におきましても、いろいろ貯金の種類がございまして、これらにつきましてオンラインといいますが、いわゆるコンピュータに乗せていく、こういう方向で進めておるところでございます。

それから次に、オンラインシステムが完成すると、窓口で預入の際に預入限度額を超えるかどうかということが即座にチェックできないか、このような御質問と承ったところでございますが、郵便局の場合、御承知のように、郵便局舎が非常に小まございまして、利用者の方一般には窓口で立ってお待ちいただくというような状況が全国二万局のほとんどでございます。

こういうようなことから、郵便貯金のオンラインシステムの場合には、名寄せに必要なすべてのデータを窓口の端末機から、たとえば住所、氏名まで含めまして、ちよっと技術的になって恐縮でございますが、端末設備に人力するというようなことをやっておりますと、窓口での利用者の待ち時間が非常に長くなる、こういうようなことを考慮いたしまして、名寄せに必要な貯金者の住所、

氏名につきましては、貯金原簿を管理しております地方貯金局におきまして別途入力する仕組みとしておりまして、いわゆるパッチ処理で名寄せを行う、このような仕組みにしておるところでございます。したがって、オンライン後も、郵便局の窓口で預入の際に超過の有無を判定するということではなく、地方貯金局におきまして名寄せを行い、制限額を超過しているものについて直ちに減額通知書を送行する、こういう仕組みにしておるものでございます。

ちなみに、このコンピュータによります名寄せにつきましては、本年度からオンラインが導入されました地域ごとに逐次導入いたしますが、採用してある、こういうところでございます。

○柴田(弘)委員 この問題、まだまだ私、御質問したいのですが、もう一つ問題が残っておりますので、これは今度先議議員から質問していただくようにしまして、次の問題に移りたいと思っております。

これは大臣にお伺いをしていきたいと思っております。大臣、これは私の心を込めた、願望を込めたお願いの質問でございますので、ひとつよろしくお願いたします。

これは老人福祉税制と私は自分で言っておるわけですが、いわゆる今日の、あるいは将来の高齢化社会に対応いたしまして、老人施策をより一層充実をしていくために、もちろん補助金の問題とか、あるいは給付の問題等も大事であります、やはり税制面で老人対策というものをより一層フォローアップしていくことができないものだろうか、これは私がかねがね考えておったわけでありまして。

そこで、まず総論的に申しまして、税制面でフォローアップしていく、いわゆる老人福祉税制あるいはまた敬老税制と申してもいいわけですが、こういっただけを今後より一層充実し、確立していくというお考えというのは大臣にあるかどうか。簡単に結構ですので、まずひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○高橋(元)政府委員 高齢化社会ということが逐次現実のものになってまいりまして、やがて日本の人口の中で六十五歳以上の人口が占める割合が一八・八割になる、そういう時点も近くなってきたわけでございます。高齢化社会を迎えまして、老人問題の重要性という事は、これはいま御指摘のありましたとおりで、私も税制に参画いたしております者としても同様の認識を持っております。

従前から老人に対する税制上の配慮というものでございますけれども、老年者控除、これは六十五歳以上、年間所得一千万円以下の方につきまして、所得から控除する金額が二十九万円という制度がございまして。それから年若い七十歳以上の直系尊属を扶養しておられます場合には割り増しの扶養控除、現在、老人扶養控除三十五万円にかえて、四十万円という割り増しの扶養控除を認めております。こういうことで、従前から老人福祉という観点から税制上の諸般の制度を設けておることを事実の問題としてまず申し上げたいと思っております。

○柴田(弘)委員 それでは、私は、この老人福祉税制の中で、特に寝たきり老人対策についての税制のあり方ということでお尋ねをいたすわけでありまして、昭和五十三年六月の厚生省の厚生行政基調調査によりまして、六十五歳以上の寝たきり老人は全国で三十八万六千人という数字になっておるわけでありまして。六十歳から六十四歳の寝たきり老人は総数で約三万六千人、こういうことであります。

現在、厚生省におきまして、こういった寝たきり老人に対してはホームヘルパーの派遣ですとか、あるいは日常生活用具の給付ですとか、あるいは特別養護老人ホームだとか、あるいは福祉電話の設置等いろいろな事業を行っているわけですが、現在これで完全に寝たきり老人対策が行われているということは私は言えないと思っております。特に、この寝たきり老人を抱えた家庭の御主人なり奥さんから、生活が苦しいので働きに行

きたいのだが、どうしても特別養護老人ホームに入れたくないんだが、満員で入れない、何とかひとつこういった経済状態の苦しい中でしていただけないだろうか、こういうような御相談が私どものところへ参つてくるもの、これまた事実であるわけでありまして。

そこで、私は、現行の税制度と寝たきり老人を抱えた家庭との間に、余りにも段差があり過ぎるのではないかとこのように考えている一人であります。いまさら私が申すまでもなく、この寝たきり老人に対する優遇というものは、一般の同居老人よりも普通障害の場合で二十三万円、特別障害者で三十一万円の控除が多くできるわけでありまして。がしかし、これは税率にしてまいりますと、たとえば最低税率一〇％の場合には三万円、平均税率二〇％としたとしても約六万円程度の減税効果しかもたらしていないのが現実であります。

これは果たして寝たきり老人に対する本当に愛情ある優遇措置と言えるかどうか、私は非常に疑問を感じておるわけでありまして。御案内のように、五十二年の五月に全国社会福祉協議会あるいは民生委員の協議会等々が調査をいたしましたその実態調査でも、生活が苦しい、何とか働きに行きたいというそういった要望が数多くあるわけでありまして。

そこで、私は、これは大蔵大臣にひとつぜひとも御答弁をいただきたいわけでありまして、全国寝たきり老人にかかりまして御質問をいたすわけでありまして、こういった老人に対して税制面でより一層の配慮、細かく言って恐縮でございますが、一つは老年者年金特別控除の引き下げ、これを六十歳までくらしにしたらどうか。あるいはまた老年者控除をこれも年齢の引き下げ、あるいは配偶者控除、これも六十歳、あるいは扶養控除、これも六十歳、こういうふうな、一遍にはできないかもしれないが、こういった人たちに對しまして、何とかひとつ、いま六十五歳になっておるこの税制を六十歳程度まで引き下げていくような方向で真剣な御検討をいただけないものかどうか

か。税制調査会の審議の過程に、その必要に応じ
て何とかのせていただきた、こんなように思う
わけでございますが、御所見をお伺いをしてい
きたい、このように思います。

○竹下国務大臣 御指摘のように、いわゆる老
化社会を迎えまして、老人問題、特に寝たきり老
人対策の重要性ということにつきましては、私も
十分に認識をいたしております。

したがって、寝たきり老人対策として、ま
ず老人医療としての一般の老人が七十歳以上を対
象としておりますものを、寝たきり老人について
は六十五歳以上を対象とするともに、昭和五十
五年度予算におきましても、全体として厳しい財
政事情のもとでございますが、特別養護老人
ホームの増設でございますが、種々の予算の
面においてはそれなりの施策を講じてきたつもり
であります。

したがって、御指摘の税制面で配慮すべきであ
るという御意見であります。税制の措置は所得
のある者にしか有効に働かないという限界がある
など、いろいろ問題があることは御承知のとおり
であります。今後、これは必要に応じて税制調査
会の御審議等をお願いしたいと考えておりまし
て、国会で出た意見とか、そうしたものを税制調
査会へ報告して、そして御審議の対象にしてい
ただこう、こういう考え方であります。

○柴田(弘)委員 じゃ、最後に二点お伺いをして
いきたいと思ひます。

一つは相続税法の改正の問題です。きょうの新
聞を見ても、民法の改正に従って、いよいよ
大蔵省当局といたしまして、妻の座優遇税
制、婦人の地位向上、妻の座強化ということ
要するに相続税法の改正ということ、十日か十
一日か知りませんが、税制調査会の審議の過程に
のせられる、そして今国会に提案をされる、こ
んなふうな載つておったわけですが、この辺
はどうでしょう。

○高橋(元)政府委員 来週の月曜日でございま
す三月十日に税制調査会の総会をお願いいたして
お

りまして、民法の改正に伴う相続税法の改正につ
いてどうお考えいただくかという御審議をいた
く予定にしております。

従来、五十年の相続税の改正というのは最近
の大改正であつたわけでございますが、その際の
税制調査会の御意見は、かねてからの懸案であつ
た配偶者の負担軽減問題を解決するために、同一
世帯間の財産移転であることを考慮して、配偶者
に対する相続税負担を大幅に軽減するという観点
で配偶者控除を三分の一または四千万円という改
正をいたしました。今回は同じような考え方
で臨まれるかどうか、これは調査会の御審議を待
たない前に私どもが予断で申し上げるわけにはま
りませんけれども、十分税制調査会で御審議いた
だきたいというふうに考えております。

○柴田(弘)委員 それからいまい一点は、銀行法改
正の問題で、せっかく銀行局長もお見えになつて
おりますので、この際お聞きしておきたいと思
ひます。

これもやはり新聞報道ですが、大蔵省は今国会
に提出を予定しておつたのですが、これが見送ら
れる、こういうような内容であつたと思ひます
が、これは事実かどうかですね。ひとつ大蔵省当
局として正式な御見解を伺つておきたいと思ひ
ます。

○米里政府委員 銀行法改正、全文改正の大作業
をいま着々と進めておるわけでございますが、御
承知のように、昭和二年以来五十余年続いた現在
の銀行法を全面的に改正するという大作業を進め
ておるわけでございます。この法案につきまして
は、もちろん、これだけの制度面での大改正で
ございまして、国会に提出させていただきまし
たらひとつこれは十分な審議が必要であらうとい
うふうに私も考えております。今国会におきま
して他法案の審議がどういう状態に進むか、銀行
法を提出した場合に十分な御審議をいただけるか
どうかということをお断りしつつ、かつまた、それ
ぞれの段階における準備作業の状態も考えながら
最終的に判断してまいりたいというふうに私も

は考えております。

現時点で提出見送りを決定したという事情にな
いということをお断り申し上げます。

○柴田(弘)委員 では、大蔵大臣にあわせてお聞
きしておきますけれども、御案内のように、現行
の銀行法、昭和二年に制定をされました。実際
にそぐわないようになってきた。いま局長さんか
も答弁がありましたように、全面的な改正をしよ
う、こういうことですね。昨年の六月に金融制度
調査会からも答申が出されております。こうい
つた経緯を考慮してまいりますと、今日の経済情勢
あるいはまた国民生活、そういったものから考
えて、私はこれはやはり今国会に提出をして審議を
することが望ましい、こういうふうに個人的な見解を
持っております。お聞きしたい。大臣の御所見簡
単で結構ですから、お聞かせいただきたい。

○竹下国務大臣 銀行局長からお答えいたしまし
たとおり、いま大作業を進めておるわけですね。政
府としての取り扱ひの中でも、いまだ提出の予定
の法案というところで生き残つておるわけござい
ますが、これは確かに大改正でございますので、
提案した限りにおいてはぜひとも成立を期待した
いというわれわれにも念願がございますだけに、
政治家でございますから、私の方からお答えした
方が適当だと思ひますが、理事会等国会側とも協
議してその扱ひは決めていきたい、このように思
つております。

○柴田(弘)委員 もう一つですが、銀行法改正の
問題につきまして、大口融資規制の問題、簡潔に
お聞きします。

きょうの一部の新聞を見てまいりますと、大口
融資規制に対して三井物産が苦肉の策でアメリカ
のアルマックス社の株を売却する、こんなよう
な報道がなされておまして、何としてでもこの三
月末までにいわゆる超過額の解消をする、こうい
うようなこととありますが、この点については大
蔵省銀行局は関知をしてみえるかどうか。

それからいまい一つは、こういった大口融資規制
を守らなかった場合にどのような措置を、三月末

になるわけですが、される方針であるの
か、この点をお伺いしたいと思ひます。

○米里政府委員 大口融資規制につきましては、
御承知のように、四十九年の暮れから通達でその
規制を行政指導しておるわけでございますが、幸
いにして各金融機関、各企業の非常な御努力を得
まして、かなり顕著に超過件数は減つてまいつて
おります。スタートのときに九十九件、六十二社
という超過がございましたのが、去年の九月末に
三十四件、十四社というところまで解消を見てお
りまして、五十五年三月末が経過期間終了時で
ございまして、この時点においてはほとんど超過件
数は解消できるものというふうに考えておりま
す。いま具体的にお挙げになりましたようなこと
も含めて、各金融機関でいろいろ努力をしておら
れるということは事実でございます。万一、この
五十五年三月末までに解消できないところ
がございましたら、それは通達違反ということに
なりますので、きわめて遺憾なことであるとい
ふに私どもは考えております。いずれにいたし
ましても、解消できないという事態が起こりまし
たら、その時点で大口融資規制の趣旨にもかんが
み、あるいは努力して超過を解消された他の金融
機関とのバランスも考えて、しかるべく適切に処
置したいというふうに考えております。

○柴田(弘)委員 時間が参りましたので、終わり
ます。

○増岡委員 午後零時三十分再開すること
し、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後零時三十分再開

○増岡委員 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

午前中に引き続き質疑を続行いたします。渡辺貢
君。

○渡辺(貢)委員 御提案されております所得税法
並びに租税特別措置法の改正案についての質問を

いたしたいと思ひます。

今回の改正の背景にはいろいろの問題があろうかと思ふのですけれども、一つは、昨年の総選挙において政治的に一般消費税が国民の批判を受けたという点が背景の一つと考へております。もう一つは、意外と言われるような自然増収の大きさ、ある意味ではこうした要因が今回の税制改正の背景にあったというふうに考へるわけです。

財政再建と言われている中で、税制改正はその主要な柱、大黒柱であるというふうに言つても過言ではないというふうに考へておりますが、こうした一般消費税の国民的な批判と自然増収の中で今回の改正が行われているというふうに考へられるわけでありまして、こうした点についての大蔵大臣の御見解をまず最初に承りたいと思ひます。

○竹下内閣大臣 今回の五十五年度予算編成に当たつての税制に対する考へ方、こういうふうによつて理解をされたいと思ひます。確かに、いわゆる一般消費税(仮称)というものが国民の皆手方から十分に理解されるに至らなかったというところが一つあることは事実であります。と同時に、空出でございまして空超動でございまして、いろいろなそういう問題が発生した、そういう世論の背景の中でまず出るを制するということから着目して予算編成に取り組むべきである、それが基礎になつて、そして確かに御指摘のようになつて、もとより政府が景気よく入力をしたわけでもございまして、民間の労使のそれぞれの自助努力によつて自然増収が期待できたというところから、言つてみるならば、それに見合う税にとどめた、こういうふうによつて御理解いただいて結構だと思ひます。

○渡辺(資)委員 そうしますと、自然増収の額が大変大きいわけでありまして、この自然増収の性格といひましようか、こうしたものについて主税局長は何か考へていらつしやいまいましようか。

○高橋(元)政府委員 まず、用語の問題から申し上げた方がよろしいかと思ひますが、自然増収という言葉は通常二通りぐらゐ使われております。これはしばしば混同があるわけでもございまして、もちろん、委員は正確に御指摘でございまして、たとえば五十五年度の税収の、前年度に対する自然増収が四兆五千九百八十億円でございまして、私はさう御説明をいたします。そのときの自然増収と申しますのは、翌年度の税制改正前の現行税法による税収見込み額の当初予算額に対する増収額、こういう意味で使つております。

それからもう一つ、五十四年度に年度内の自然増収が一兆九千九百九十億ある見込みなので、これを五十四年度の補正に計上いたしました。こう申しますときは、本年度の当初予算に対する決算見込み額と申しますか、それを指しておるわけでもございまして、もちろん、この二つは関連がないわけではございませんので、四兆五千九百八十億と申します五十五年度五十四の自然増収の根には、いわゆる土台として一兆九千九百九十億の五十四年度の年度内自然増収が入つておるということでもござい

ます。税収を見積もります際には、経済見通しによつて、私どもが政府として見通しております経済諸指標、たとえば生産でございまして、価格でございまして、賃金でございまして、そういう諸指標を使いまして前年度の課税実績というものを税目ごとに見込みを立てまして、それに基づいて伸ばして見込みを立てて、それに基づいて、御審議をいただきます予算の中の税収予算どおりの収入が入つてまいるのが、予算審議という点からすれば一番よろこばしいわけでも、これはよくよく見まして恐縮ですが、歳出と違ひまして、歳入は数千万の納税者が納めてこられるものでございまして、したがひまして、税法に従ひまして、どういふ経済情勢、また個々の企業なり個人なりの収入、所得の状態によつてどういふふうになつてくるかということには自然差異がございまして、そこでその差異のうちでプラスに出ましたものを自然増収ということに私どもは考へて

おります。

○渡辺(資)委員 単純化すれば、プラスになつた、それが自然増収である、そういうお答えだと思ふのですけれども、ただ、私たちがこの自然増収を考えた場合には、単にプラスになつた、あるいは算定に若干の狂いがあつた、推計値の狂いがあつたというだけではないと考へておるわけなんです。たとえば所得税で約一兆九千億、法人税においても約一兆九千億と言われておりますけれども、この自然増収の中身を検討してみますと、たとえば所得税の場合、昭和五十二年二百五十万円の給与所得者が納める税金が、所得税では二万六千八百四十九、その後毎年五割ぐらゐずつの賃上げがあつた、五十五年を合せては五割ぐらゐの賃上げのすけけれども、この所得の伸びは昭和五十二年に比べて五十五年では約一・五・八%、ところが、昭和五十五年の所得税を見ますと五万二千六百円、つまり納める税額は約九七%伸びておるわけなんです。全体の所得は一・五・八%、しかし納める税額は約九七%の伸びを示している。

一方、この間における物価の上昇も五、六%前後であつたというふうによつて記憶しておるわけでもございまして、そうすると、自然増収が、単なる数値の変化だけではなくて、現実には給与所得者の所得の一部が課税対象になつてゐるというふうによつて理解してもいいのではないだろうか。ですから、自然に生じた増収ということではなくて、現行の所得税法の体系の上から生じたものであるという意味では、実質的な増収の性格を持つてゐるというふうには私考へておるわけでも、その点については御見解いかがでしょうか。

○高橋(元)政府委員 五十五年度の当初予算で五十四年度当初予算に對します現行税法による所得税の増収見込み額は、先ほどお話のありましたように一兆九千五百億でございまして、これがどうやつて出てまいるかと申しますと、もちろん、これは給与なり利子なり退職所得なり配当なり、そういった所得税の基因になります所

得の五十四年度に對する伸びでございまして。所得税の場合には、総合課税という個人所得課税でございまして、一定の基礎控除、人的控除、そのほかの場合には特別の人的控除、そういった控除を引きまして残りの課税所得に對して累進的な税率を掛けていくわけでありまして、したがひまして、いま委員からお話のございました事例、私ども五十二年からずっとトレースはしておらないわけですが、五十四年度二百五十万の給与収入がある方がたとへば七・三%給与収入がふえました場合をとりますと、所得税はその方にとつては三万二千円から四万四千四百五十円というふうによつて三割ぐらゐふえるわけでもございまして、それは裏返して申しますと、課税最低限を構成しておりますものが定額の人的控除であります。したがつて、二百四十万とか五百万とかそのくらいの方をとりますと、夫婦二人であれば、二百一十五万円までは税率ゼロでございまして、ゼロから上に出ます部分は約四十万円、四十数万円ということになります。四十数万円に對してまた給与所得控除を三割取りますので、収入ベースで言へば約七%の税率がかかるわけでもございまして、その二百一十五万円以下のゼロの税率の部分に對して、そこは全然税金がかからないわけですが、そこから上、課税されてまいります部分が伸びていくわけでもございまして、したがひまして、九七%というふうな数字もございまして、確かに、課税所得だけ取り出して考へてみますと、確かにそれに照応する税額は、いま私の申し上げた例でも三割ぐらゐ伸びてまいるということでもございまして、けれども、しからば、その方の税引き後の手取りがどうなつておるかという観点から考へてみますと、たとえば、私がいま引きました例では、所得税、住民税、この両方を引きました税引き手取りは五十四年度夫婦二人で給与収入二百五十万の方であれば二百四十四万円でございまして、それが二百六十万七千円というふうによつて、約六・八%伸びていられるわけでありまして、所得税についてはどの国でも、いろいろの苦心をした結果でござい

すけれども、控除を引きまして、残りに累進的な税率を掛けていくわけでございますから、課税最低限に近い方であればあるほど、そういう意味では税額対税額というふうになりますと、これは伸びが出てまいるわけでございますが、全体の所得ないし給与収入に対する税負担がどのくらい割合でふえてまいるかという観点からもお考えいただければありがたいというふうに思います。

○渡辺(貴)委員 なかなか微妙なところと申しませうが、大蔵省流のりっぱな御答弁だと思ひますけれども、いずれにいたしましても、比較すると、税額の増加は明らかで、しかも、一方ではインフレが進行しているという点から見ても、自然増収の性格を今日の段階では明確に指摘しておく必要があるというふうに私は思います。

これは所得税の問題でございましたけれども、同時に法人税を見ましても、同様のことが言えるのではないかとこのように思ひます。昨年の、昭和五十四年度の三ヶ月、また九月份においては、四十九年から五十年のオイルショックを克服して史上最大の利益を上げていたというふうなことがいろいろの角度から報道されております。大企業がそれだけの高収益を上げた要因としては、いろいろ指摘されるわけでありませうけれども、たとえば、いわゆる減量経営という形で省力化が行われていく。人件費比重をいかに抑えるかというところで、東証上場大手を見た場合に、一九七四年と七八年を比べると約二十万人の雇用の減である。あるいは金融比重の面でも金利の激減にわたる引き下げの中で金利負担が減少する。また昨年の九月の決算によりますと、企業の操業率は八六・八%、つまり減量経営をやつて雇用労働者を少なくして、しかも操業率は八六・八%と、この五年間ではまさに最高である。ここに膨大な利益の要因の一つが、というか中心があるんじゃないかとこのように考えられるわけですね。そういう点で、約一兆九千億円の法人税の増加でございませうけれども、その中身はこうした背景があるというところを私は改めて強調しておきたいというふうに考へております。

えっております。

そうした点で、自然増収に助けられて今度の予算編成では何とか切り抜けた。一兆円の国債の減額も行った。ですから、この自然増収も実は国民の営々たる努力の中でつくられた増収であるというふうに見えていかなければ、今後の財政の再建、税制の改革についても明確な展望を持つことはできないのではないだろうか、このように考えるわけなんです。この点についてはいかがでございませう。

○高橋(元)政府委員 納税者の方々、法人、個人を問わず日夜御努力なさつてその所得ないし生産というものが伸びていくわけでございます。それが集まり集まって日本の経済なり国民生活全体を引き上げていくわけでございますから、各個人であれ法人であれ、企業ないし事業を経営されている方、また給与所得を得られている方、そういう方の血のじむような努力の結果が、その一部が私どもが税収としていただいておりますものであるという認識は、私どもは日夜忘れたことはございません。そういう意味では、国民の努力なり経営についての苦心のかたまりではないかと仰せられれば、そのとおりであると私は思ひます。先ほど私がお答え申し上げた中で、プラスに出たのが自然増収であるという非常に簡単なことを申し上げましたのは、年度内自然増収の当初対実績の見積もりの差のことを一言で申し上げたわけですね。その点、誤解がありましたらおわびしてお訂正させていただきます。

法人の場合の自然増収は、法人税というのは元来比例税でございませうから、元来なら弾性値が一定であるというのが相当でございませうけれども、これはかなりフラクチュエートしたものでございまして、プラス二、マイナス三ということがあると、それはそういう例があるわけでございます。それはやはり仰せのありますように、五十四年度で申しますと、五十三年から五十四年にかけて申しますと、金融費用が下がったとか、人件費率が下がった、その裏として経常利益率が上がった、その結

果、法人所得の国民所得に対するシェアがふえてまいり、そういう要素もございませう。それから、本来なら比例税である法人税が一般経済の伸びに応じて変動が激しいというのが実際でございまして、所得税の場合にはプラス二の弾性値を持つておりますけれども、この二の弾性値はそう大きくは振れないわけでございます。法人税の場合は、いま申し上げましたように、四十九年のようにマイナス三というところもありまして、四十六、七、八の年にプラス二というところもあるわけですね。これは非常に変動が激しい。それは結局は所得課税でございませうから、収入から経費を差引いたもの、それが所得でございまして、したがって、売り上げが伸びない場合に経費がふえれば、物すごく法人税が下がるということになる。そういう意味では、所得課税として法人税が持つております税体系上の意味としては非常に大きいと思ひますけれども、税収としての不安定性もまたその半面で大きく持つておるといことが御指摘申し上げられると思ひます。

○渡辺(貴)委員 五十五年度の予算編成では、そうしたいろいろな要因があつて自然増収が見込まれたわけでございますけれども、今後どれだけのものかというふうには質問いたしまして、これはなかなかむずかしいと思うのですけれども、財政収支試算なども発表もされておられますし、今後の自然増収などについてどのようにお考えなのか、簡単に結構ですけれども。

○高橋(元)政府委員 昨年の暮れでございませうが、税制調査会から昭和五十五年度の税制改正に関する答申という形でございまして、五十五年度税制改正の「基本的な考え方」の中にこのようにくだりがございまして、「昭和五十五年度にこのような方向へ、先ほど大臣からお答えのありました税制改正の基本方向でございませうが、このような方向で予算編成に取り組むことのできる理由は、昭和五十三年度後半以降、我が国経済が予想以上の回復を示し、かなりの規模の税収増加が見込まれるからである。このような税収の伸び

を今後も引き続き期待することは到底困難であることを考慮すれば、昭和五十六年度以降においては、自然増収だけでは国債費、地方交付税をはじめとする当然増経費をも賄ひ得ない事態すら予想されることに十分留意する必要がある。」こう言っておられるわけでありませう。

四兆五千八百八十億円という五十五年度の当初対当初の自然増収と申しますのは、その中には五十四年度の年度内自然増収一兆九千九百億円が入つておられるわけでございますから、したがって、そういう年度内自然増収が大きく見込まれるということは継続して期待できないといたしますと、税制調査会のこのような御指摘は今後の税収の姿を予測しているものと申し上げてもよろしいかと思ひます。

○渡辺(貴)委員 そうしますと、五十六年度以降についてはかなり厳しいというふうな御認識であろうかというふうに考えます。そうなりますと、やはり大臣がたびたび御見解を述べていらつしやるわけでありませうけれども、出るを制するという問題、同時にとりわけ税制の基本についてかなり大胆な見直し、検討をしなければならぬというふうに考えられます。

そこで、次に、税制の中におけるいわゆる不公平税制の問題について質問をいたしたいと思ひますけれども、私どもは五十五年度の予算の組み替え動議の中でも幾つかの、とりわけ政策税制などを中心にした不公平税制の是正についての提案をいたしておりますが、この中でまず第一に政策税制の見直しの問題です。大蔵大臣は、税制の答申の中で、いわゆる政策税制についてはほぼ一段落というふうな、そういう答申を踏まえて御見解を述べていらつしやると思ひますけれども、今年度の税制改正に当たつてそうした一段落という評価の前提になります政策税制の見直しの基準、それから廃止、統合合理化、存続というふうな三つにランクされるわけでありませうけれども、こうした基準といひませうか、そういう点については、答申を受けてどのように検討さ

れて最終的な結論を出されたのか、その点について承りたいと思います。

○高橋(元)政府委員 租税特別措置は、五十一年度以降、この財政の危機の状況のもとでございまして、税制に対する国民の信頼を維持、拡大してまいりました。その精神的な整理合理化に取り組んでまいりました。そこで五十一年度以降五年間に、社会保険診療報酬税を初めとして主要な項目のほとんど、全体で八五%になりましたが、改善措置を講じてまいったわけでございまして、企業関係の租税特別措置につきましては三十二項目を廃止いたしました。五十一項目を縮減いたしました。約八割五分の整理を行ったというところは、こういうことを私どもの立場から申し上げるのはなんですが、税制調査会にも評価をいただいておりますように考えておるわけであります。

五十五年度は、とりわけ租税特別措置の見直しに私どもなりに格段の努力をいたしました。そこで、期限の到来するもの、しないもの両方を問わず八十二項目ございました租税特別措置全体について、ゼロベース・パジェットという言葉もございまして、それと同じように全部について見直しを行ったわけであります。創設以来非常に長期にわたっておるもの、それから設置されたときの趣旨と現在の経済ないし社会の情勢が変わってきておって存続する意義が薄れてきていると考えられるもの、政策効果が上がっていないもの、要するに慢性化、慢性化するということを選けるのがこういう政策税制について一番肝要なこととございまして、いま申し上げたような幾つかの考え方は、要するに一種の租税による補助金でございますから、その慢性化を避けるという意味から、申し上げましたように全項目についての見直しを行ったこととございまして、その結果は、十項目を廃止いたしました、四十六項目について縮減を図ったという結果と相なっております。

○渡辺(真)委員 かなり全面的な見直しをされた

という御答弁でございすけれども、ちょうど昨年の税調の審議がされている過程で、大蔵省の方から、政策効果が薄くなっている、あるいはかなり長期で慢性化になってきているというものなど、当然廃止をしなければならぬというふうな指示といましようか御見解などが出されて、読売新聞などでも報道されておりました。その中で六項目、廃止と言われたものが今日若干の手直しをされて存続をされているというふうに理解をしているわけですが、その六つの個別の措置について御説明いただけませんかでしょうか。

○高橋(元)政府委員 当時、新聞には、大蔵省が廃止する意向を示したというふうな報道がございました。私は、先ほど整理合理化に当たりましてはゼロベースという精神で査定をいたしてまいり、存続の合理性も含めて全項目について洗い直しを行うというのを申し上げました。その中で幾つかのものが報道されたわけでございまして、この租税特別措置はやはり税法をもって定められたいもので、その廃止につきましては税法の御審議をいただくわけでございまして、関係の省庁とのいろいろな協議も当然必要でございまして、私どもも、ゼロベース・パジェットと、いわば一種の内示のような形で出したわけでございまして、そういう見直しの方針を打ち出しました後で、現状、特別措置によります経済効果、それから将来の見直し、措置の持っております意義というものをいろいろ考え直したり、また相手のお役所と話を詰めてまいったり、関係の業界と申しますか関係の分野についての調査をしたりしました結果、先ほど申し上げたように十項目廃止という趣旨に落ちついたわけでございまして、

○渡辺(真)委員 その存続されている中で話題に上った一つの航空機の特別償却制度、これは今日残されてどんな形になっているでしょうか。

○高橋(元)政府委員 五十五年度、ただいまお願いいたしております税制改正の中で、初年度の特別償却率六分の一を百分の十三に縮減をいたすと同時に、五十五年四月一日以降三年間適用を延長

していただきたいという改正案をお手元に出しておる次第であります。

○渡辺(真)委員 この償却制度がつくられたのは昭和四十六年であるというふうに聞いておりますが、その点はいかがでしょうか。

○高橋(元)政府委員 そのとおりでございまして。○渡辺(真)委員 そうしますと、四十六年に創設をされた特別償却制度の対象の機種は何になりましたか。

○高橋(元)政府委員 設置されたときは中型機、大型機両方含めて規定をいたしておりましたが、その後五十一年度に中型機を廃止いたしました。最大離陸重量百七十五トン以上の航空機というものを特別償却制度の適用の対象にいたしております。

○渡辺(真)委員 創設された当時は五分の一の償却であった、続いて昭和四十七年には逆に償却率が高められて四分の一、このときには税調の答申などでも四分の一に償却率を高めて二年間ということでありましたけれども、それが存続をされていると思うのです。さらに四十九年に四分の一で二年間の延長というふうになっていると思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○高橋(元)政府委員 償却率は、いまお話のありますように、設定当時五分の一でございました。それが四十七年に四分の一に償却率が大きくなりまして、四十九年に、こういう企業向けの特別措置は大体二年という適用期間にいたしておりますが、見直しをいたしました上で二年間延長をいたしまして、五十一年に、先ほど申し上げましたように、中型機種を削除いたしました際に同時に償却率を五分の一に下げたわけでございまして、さらに五十三年に、その五分の一の償却率を六分の一に削って二年間延長して今回期限が参ったというのが経緯でございまして、

○渡辺(真)委員 別にその当時を振り返るわけではございませんけれども、四十七年には田中内閣が成立をいたしております、史上に名高いロッキード問題、わが党の正森議員も追及をいたしま

した。四十七年、四十八年と四分の一の償却率、この二年間がさらに二年間延長される。そうして五十一年には五分の一になったわけでありまして、けれども、この離陸時最大百七十五トンという相当の大型機だと思えますけれども、今日、この航空機を輸入しているわが国の航空会社はどこがございましょうか。

○高橋(元)政府委員 最大離陸重量百七十五トンと申しますと、機種の申しますとボーイング747、ダグラスDC10、ロッキード101、この三機種でございまして。こういう大型、いわゆるジャンボでございまして、これを購入して就航しておる会社は日本航空と全日本空輸、二社でございまして。

○渡辺(真)委員 そういう大型機を購入しているのは日本航空と全日本空輸ということですが、日本における最大の航空会社である日本航空、これは最大の特別償却の恩恵に浴しているわけでありまして、日本航空の最大の株主はどなたでしょうか。

○高橋(元)政府委員 詳細の持ち株割合は承知してございせんが、国でございまして。

○渡辺(真)委員 全株の四二・三%を大蔵大臣名義でわが国が所有をしているという、ある意味では特殊な法人でございまして。

個人の筆頭株主についてはいかがでしょうか。○高橋(元)政府委員 ちょっと手元に資料がございませんで、調べまして後ほどお答えさせていただきます。

○渡辺(真)委員 私の調査によりまして、個人の筆頭株主は小佐野賢治氏で、二・六%の株を所有しているというふうに言われております。現在の日本航空の資本金が六百二十一億八千七百万円でありますから、たとえば小佐野賢治氏の個人所有の株式が六百二十一億の資本金の中に二・六%を占めるわけですが、原価だけでも約十六億円。今日の日本航空の株価が約二千四、五百円、額面は五百円でありまして、大体額面の五倍前後、十六億円の五倍といえますと約八十億円でありま

でございますが、たとえば個人株主筆頭の小佐野氏の場合は約十六億円の株式を有しているわけで、八分の配当ということになると一億二千八百万円、現在の所得税における分離課税方式でいくと高配当者ほど安くなるというふうに理解をいたします。

三五%の分離課税ということでございますけれども、この点は誤りはございませんか。

○高橋(元)政府委員 源泉選取をやっておられるかどうかはわからないわけでありまして。わかりませんが、源泉選取の適用があれば三五%取り切りであります。

○渡辺(真)委員 私の方は、特別償却による利益隠しであるし、国の税収の減であるというふうに考えておりますし、また、こうした高配当所得者の源泉分離課税を施行しているということになると、この面でも不公正は拡大されている。ですから、四億圓ぐらいのお金はほんと出るのかと思ひますけれども、そうした点でかなり大きな矛盾を持っている。いままで三年であったという繰り入れ期間を一年というふうにされるわけでありまして、今日の日航などの現状から言うと、前後で一年間ずつの繰り入れ期間があれば十分に償却できるということで、三年というものを一年にしたから、これで矛盾は解消されたというふうに私もは考えていないわけでありまして、その点について指摘をしておきたいと思ひます。

この政策税制の問題でさらに質問を進めたいと思ひますけれども、今回の改正の中で新しく設けられた制度、大規模経済合併事業への海損損の制度が新設をされておりますけれども、この海損損の新設については、税調の答申の中に、大型プロジェクトに対する特別の制度を設ける、こういうふうな答申がございますか。

○高橋(元)政府委員 具体的な、どの準備金、どの特別償却をどうせよということとは税制調査会の答申の中には触れられておりませんが、いま新設というお話でございましたけれども、これは海外投資等損失準備金の中に、従来、新開発地域に対

する投資につきましては一五%の積み立てを認めておった、それについて一部拡充をいたしますと同時に、特定海外工事に係る準備金というものを廃止いたしました。海外投資等損失準備金の枠の中の率の改廃であります。

○渡辺(真)委員 改廃だということに言われますけれども、性格は根本的に変わっている。いままで海損損の工事の特別の制度がございましたけれども、政府の予算案への提出資料の中でも適用はゼロであるというふうに言われております。ほぼ一年間ぐらいの工事ですから、ほんと工事をやって帰るといふような事態だと思ひますけれども、今回の大規模経済協力の問題ではかなり長期的な性格を持っているというふうに考えます。

そこで、通産省にお尋ねをいたしたいと思ひます。すけれども、現在こうした大型の合併事業が幾つ検討をされているか、お答えをいただきたいと思ひます。

○新説委員 この税制の対象となるプロジェクトにどういふものがあるかということでございます。現在大蔵省と通産省の間でそういうものにつきまして要件を調整しておるところでございます。したがって、対象プロジェクトは現在のところ確定はいたしておりません。

ただ、どういふ話がいま大規模合併事業として進行中であるか、こういうお話でございます。サウジアラビアの石油化学計画、あるいはブラジルのアマゾン・アルミ計画、ブラジルの紙パルプ資源開発計画、あるいはインドネシアのアサハン・アルミ計画、シンガポールの石油化学計画、それにイランの石油化学等でございます。

○渡辺(真)委員 そうした大型のプロジェクトがいま検討されているということでありまして、それでは私の方から具体的にお尋ねをいたしたいと思ひます。

サウジアラビアの石油開発の問題でありますけれども、現在検討されている日本側の出資者、出資の総額が、想定されている額は三菱グループを

中心に約五百億圓ないし六百億圓であるというふうに言われております。この点が一つ。

それから、シンガポールのメルバウ島の石油化学でありますけれども、この場合の日本側のプロジェクトの中心は住友グループであつて、日本側の出資額定金額は約一千億圓というふうに聞いております。

イランのいわゆるイラン三井石油化学でありますけれども、これについてはもう世上有名でありまして、三井グループ、日本側の総額の出資金は四千三百億圓というふうに聞いております。ほばこの大枠については間違ひはございませんか。

○新説委員 まず、サウジの石油化学計画でございますが、現在の段階は、サウジ側と日本側の調査会社がこれからファイナリティ・ステディーを始めまして、それに基づきましてこれから資金総額を決めていく、こういう段階でございます。総所要資金が幾らかかるかという確定的な数字はまだ出ておりません。ただ、ざっとした数字までの見積もりといたしまして、概算計算によりまして、総所要資金としては約四千億圓ぐらいがかかるのではないだろうかということになりまして、その場合の日本側の総所要資金といたしましては五、六百億圓ぐらいになるのではないかと、うふうに思ひます。

それから、二番目のシンガポールの石油化学計画でございますけれども、これにつきましては総所要資金が千八百億でございます。日本側の出資と貸し付けと合わせまして約千三百億でございますけれども、そのうちの出資金というところに限定をいたしますと、シンガポール石油化学につきましまして日本側出資分は二百十二億圓でございます。

それから、イラン石油化学につきましては、御指摘のように、出資分としましては約一千億、日本側の所要資金としましては四千三百億、こういうことでございます。

○渡辺(真)委員 私が質問をした基本的な数字についてはほぼ間違ひがないようでございますけれども、

ども、これらの合併事業の場合には、当然、政府間の了解あるいは閣議の了解があるというふうに理解をいたしております。閣議の了解があれば、当然海外経済協力基金が使える、これは昨年十月の三井の場合も同様でございますが、使用が認可される、あるいは輸銀を使われるというふうになると思ひますが、その点はいかがでしょうか。

○新説委員 ただいまのお話は、こういうプロジェクトに対して基金出資とか輸銀融資というものが使われるのか、こういうことかと思ひますけれども、先ほどのサウジアラビアの石油化学計画はこれからの問題でございますので、まだ現段階で基金出資、輸銀融資等につきましては決まっております。

シンガポール、イランにつきましては、すでに基金出資あるいは輸銀融資というもののスキームは一応決まっております。

○渡辺(真)委員 これは民間の合併事業でありますけれども、今度の改正によりまして、百分の二十五が損失準備金として積み立てられる、こういう制度になっております。

いま通産省の方から御答弁いただいたわけでありまして、サウジを除いてあと五つのプロジェクトについては全部閣議の了解があるということでございます。

○新説委員 閣議了解というものでいわれる基金出資という形での援助を行うというものにつきましては、先ほど申し上げました六つの中で、シンガポール石油化学計画につきましては閣議了解という形はとってございません。

○渡辺(真)委員 大枠についてはほとんど変化はないというふうに理解いたします。

今日、資源エネルギーの確保という問題が国策としても重要な課題であるということは私も十分理解をいたしております。しかし、この合併事業がつけられる場合に、前提として当然政府間の合意、さらには閣議了解というふうにならうかと思ひますけれども、その前に、それぞれのプロジェクトの経過をずっと見ますと、三井

にしても三菱にしても住友にしても、つまり、それぞれの個別資本の側が現地のさまざまな折衝を行い、そして合併の道を開いていく、政府が主導的にやったというより、むしろ民間の大企業が中心になってそういう合併への道を開き、その道を開く中で両国政府間の合意あるいは閣議了解というふうな段取りになっているのが事実の経過であるというふうに考えております。

そうした点から見ますと、今回の問題については、部分的な修正であるというふうに先ほど御答弁がございましたけれども、百分の二十五という損失準備金への積み立て、しかも日本側の出資が五百億円を超えるという枠組みがつくられているわけでありまして、そして政府側の了解という、これも租税特別措置法第五十五条でそういうふうな内容になっているというふうに理解をしているわけでありまして、こうした点から見ても、今回の大規模経済協力合併事業への海投損の新設、私はあえて新設というふうに申し上げたいと思うのですが、国家資金は使う、また輸銀も使う、そしてリスクが起きそうになれば当然ナショナルプロジェクト、最終的な利益は個別資本に帰属をする、こういうことでは、まさに不公平の最たるものではないかというふうに考えざるを得ないわけでありまして、その点について改めて主税局長の御見解を伺いたいと思います。

○高橋(元)政府委員 いまの御答を申し上げます前に、先ほど日本航空の配当の課税のことで、私、不注意で間違つて御答弁しました。訂正させていただきます。

源泉選別をしておられればと申し上げましたが、お示しのケースでは、一回の支払い金額が配当にして年五十万円を超えておりますので、源泉選別を受けられる余地がないわけでありまして、したがって、これは総合課税であります。

それから、ただいまの大規模プロジェクトに係る海外投資等損失準備金でございますが、資源に乏しい、しかも経済の充実をこれからどんどん図ってまいらなければならぬ日本が置かれておりま

す現状からしますと、いわゆる開発途上国との経済的な連携を保つていかなければならない、ますます強化していかなければならない、これは委員からも、そういう考えであるというお示しがございました。

そういう発展途上国との経済的な連携をますます太くしていくためには、それによって資源の確保をも図るということをやっています。最近では合併方式というものが求められることが多いわけでありまして、合併方式をやりますと、ちよつとくどくなつて恐縮でございますが、日本の企業の持つております工業技術とか経営管理の方法とか資本、これを発展途上国がトータルな形で導入することができると、また製品を日本に売るといふ面でも協力が得られるのではないかと、それは返済義務のない資金でございますから、そういう意味で合併事業の先方、相手国側の経営としても非常に有利であるということが第二、第三に、合併方式でございますと、借金であれば返せば縁切りでございますが、操業開始後も経営上のリスクを日本側が負つてくれる、そういうことから発展途上国側から合併方式でぜひというプロジェクトが非常にふえてきているわけでありまして、

しかし、これに対応する日本の側は、海外経済協力基金から出資を受けた上でさらに税制上のフーパーは過大ではないかという御指摘でございますけれども、やはりこういう地域の置かれております現状を考えると、そういう合併事業の日本側の出資者としては、カントリーリスクと申しますか、戦乱、内乱、それからインフレ、インフラストラクチャーの未整備、それから非常に酷暑、炎熱の自然条件、労働力等々の面で非常にリスクをしようとしておるわけでございます。租税特別措置でございますから、これは私もの方でも申し上げておりますように、政策税制の範囲で租税の公平に對してある程度まで最小限度目をつぶるということになるわけでありまして、それ

はそういう形で租税特別措置によって税負担の形式的な公平を一時阻害しても、やはりそれによって誘引される政策的なメリットというものがより大きければそれはやむを得ないのではないかと、中小企業につきましても、それからまた研究開発につきましても、それから資本の充実、企業体質の改善というところにつきましても、大分減らしてはまいったわけでございますが、さまざまな租税特別措置がございまして、それはすべてそういう目的に民間の行為が誘引されるということを期待しておるわけでございますから、私がいま申し上げましたように、そういう発展途上国との大規模な経済的な連携の強化のための合併方式というものをプロモートしていく、そういうナショナルな必要性があるということに照応して海外投資損失準備金制度の手直しを行った次第であります。

○渡辺(元)委員 一つ一つ反論したくなるわけでありまして、けれども、百四十幾つかの発展途上国を見ますと、いま合併を組もうとしているのはエネルギーなどいわゆる有資源国、ここには膨大な協力関係をやるけれども、IMF総会などでも指摘されておりますように、たとえばアフリカのなどの慢性的な飢饉状態に置かれては国民の数の多いのは五億を下らない。しかし、GNPの世界の伸び率でも最高のわが国の場合、非常に援助が少くないということが問題になっているわけでありまして、そういう点から見ても、発展途上国との関係では決して公平であるというふうには私は考えておりませんが、またエネルギーの開発の問題でもエネルギー新税などを投入していく、これは直接国民の負担であります。そういう点で、一方では国が税制の面でもエネルギー新税などを導入をく、しかも、一方では民間に莫大な資金を提供しながら民間大企業が発展途上国、有資源国に進出をしてく、しかも、そこで上げられる利益の享受はどこであるかという、民間大企業以外にはないわけですから、そういう点では、私の見解としては、こうした措置はきわめて不公平な措置である

ということを指摘しておきたいと思ひます。時間もないので、さらに先に進みたいと思ひますが、次に法人税法の中身の問題であります。今度の改正では本法そのものについては触れておりません。政策税制を中心というところであります。本法の中では退職給付引当金にかなり批判も厳しかったので若干の手直しがございますが、この引当金制度が諸外国に比べてもわが国の場合には比較的多いというふうに言われておりますし、過去においても、主税局長が国会の答弁の中でも諸外国の例を引用されながらそのことを認めていらつしたわけでありまして、

そこで、特に金融機関の貸倒引当金の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひますが、予算委員会に提出をされた資料を見ますと、都市銀行の昭和五十三年度の下期における貸出金残高は六十八兆四千九百億円、そして貸出金償却額は七十六億円、これは上期、下期合わせてありますけれども、これは当然でございますし、七十六億円というふうになっておりますが、これはそのとおりでございますか。

○高橋(元)政府委員 全国銀行財務諸表分析という資料からの数字でございます。私どもの手元にも同様の数字を持っております。

○渡辺(元)委員 この六十八兆四千九百億円の貸出残に対して七十六億円という貸出金償却額、これは一万分の一・一ということでありまして、今日の御説明によりまして、実績率から見るとはば千分の一ということが言われておりました。これは昨年度の予算委員会に対する提出の資料でありますけれども、金融保険業の中で期末貸出残高に対する貸し倒れ発生額〇・一％というふうになつております。この千分の一でも現行定率繰り入れの千分の五は約五倍であります。実際の実績を見ると一万分の一・一でありますから百二十倍になる、こういうふうには考えられます。そういう点で、この中にも大きな矛盾が残されている。率の問題あるいは定率がいいのか、あるいは実績率に全面的に変えていった方がいいのか、いろいろ

の御議論があらうかと思ひますけれども、いずれにしても、現在の貸倒引当金の矛盾は否めないといふふうに考へております。ただ、都市銀行に比べて中小金融機関である信用金庫を見ますと、同じ今年度大蔵省から予算委員会に提出されております資料を見ますと、信用金庫の場合には貸出残が二十一兆六千五百二十九億、貸出金償却額が百八十四億といふことで一万分の八、約千分の一に近い数値を示しておりますから、これも金融機関の業態によつて、都市銀行あるいは地銀、信用金庫など業態によつての違いもあるのではないかと、いふふうに考へられます。

そういう点で、現在の定率繰り入れがいろいろか、先ほども指摘しましたように、実績率に交えていく方がいいのか、いろいろ御検討があらうかと思ひますけれども、いずれにしても、たとえば定率をやる場合でも千分の五は正しくないし、御議論がありますように、来年度は千分の三といふふうな御意見もございませうけれども、こうした引当金の繰入金率、繰入制度の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 数字のことからまず申し上げたいと思ひます。

金融保険業、これは貸金業者から中小金融機関から都市銀行全部を含めて、私も税務資料から現実の貸倒引当金の繰入額に対する貸し倒れ損失の発生状況の割合をとつて前年度の国会にもお出しをいたしました。金融保険業は、五十二年分について見ますと、資本金一億円以下の場合には貸し倒れ発生状況は〇・〇％、つまり万分の幾つという台であります。一億円超の場合は〇・一％であります。

それから、もう一つ数字のことでの際申し上げておきたいと思ひますのは、先ほど全国銀行財務諸表分析から数字のお示しがございましたが、これは金融機関が貸し倒れ損、債権償却という形で挙げておるものでございますが、そのほかに、有価証券の中ではその他の特別損失、または貸出金償却という科目で引き落としておるものもござ

います。これはすべて特別損失でございませう。したがつて、そういうものを加算いたしました私どもの方で税務上サンプル調査をいたしましたものが、ただいま御報告した数字であります。

金融機関の貸倒引当金をどのようにすべきかという点につきましては、各国もいろいろの立法を持つておりますし、それぞれ改正を繰り返してきておるわけでありませう。現状では、イギリスをのけますと、大体概算率で繰り入れるといふことはやむを得ないといふことの方であります。アメリカでは〇・六、それからフランスが〇・五、これは中長期債権につきまして〇・五、そのほかには経験値、つまり過去何年間の平均の貸し倒れ損の割合といふものを繰入金率にしようといふ制度をとつておることもあります。イギリスのようには個別判定だと言つておることもあるわけでありませう。五十四年度において金融保険業はちょうど経過期間中でございしたから、まだ〇・五といふところに達してございせんので、貸倒引当金の繰入金率の引き下げを見送つて五十六年の問題といたしたわけでありませう、五十四年度に金融保険業以外の各業種の貸倒引当金の法定繰入金率の引き下げをいたしました際には、これはやはり全国平均、全業種平均の割合をとりますために非常に分散が大きいわけであります。分散が大き

く現実の個々の企業体にとつての貸し倒れの発生率よりも繰入率が小さくなるということもあり得ようかといふことで、実績率を採用してもよろしいという選択を認めただけであります。実績率につきましては、従来会計上慣行がございせん。各企業の実績率をどのように把握すべきかということについて、税務上だけでもなかなかむづかしい問題でございませうが、会計上の慣行の成熟を待つて私どもとしては貸倒引当金の繰入率をどうすべきかといふことについてさらに検討を進めておるところでございませうけれども、いずれにいたしましても、引当金につきましては常時見直しを行つて経済の実勢に近いものにした、そういうことが基本的な方針であります。

なお、いまちよつと間違つた数字を申し上げました。アメリカは現在では千分の十二、つまり一二・二％であります。それから再来年、八二年から千分の六になりまして、八八年から経験率のみになるといふふうに、長期に制度改正をしておるわけでありませう。

○渡辺(貴)委員 いずれにいたしましても、経験率から言つと、かなり現在の千分の五に比べて低いといふことは事実であるといふふうに考へられます。

そこで、この問題についての最後の質問でございませうけれども、租税特別措置法における政策税制の見直し、時間もありませんので、二、三の特徴的な例を申し上げまして、また法人税法について、その中に企業会計上と税法上のいろいろの矛盾を含んだそういう措置がとられていて、性格としてはやはり不公平の性格を持つていて、ではないかといふ問題を指摘したわけでございますけれども、財政再建を展望された場合に、一段落をしたといふことではなくて、やはり冒頭の自然増収の問題でもかなり厳しいという情勢のもと、改めて法人税法なども含めて、さらに五十六年度に大胆な見直しといひますか、そうしたものが必要であらうといふふうに考へるわけでございますけれども、大蔵大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○竹下国務大臣 法人税の基本的な仕組みのあり方につきましては、税制調査会といたしまして昨年秋以来審議が行われておるところであります。したがつて、この問題については企業の資金調達形態でありませうと、個人投資家の金融資産の選択、企業間の税負担のバランス等に及ぼす影響や効果、また諸外国の動向を含めて検討することが必要であります。今後さらに掘り下げて検討していきたい。だから、いまのは法人税でございませうが、租税特別措置も確かに一段落したものと評価されておりますが、税制そのものは絶えず見直しの対象として研究していなければならぬ問題であるといふ姿勢は持ち続けております。

○渡辺(貴)委員 それでは、次に土地税制の問題に入りたいと思ひますが、これもある意味では不公正な内容だと思ひます。

初めに、国土庁から最近の地価の騰勢の現状について承りたいと思ひます。

○久保本説明員 地価の動向につきましては、土地鑑定委員会が全国の地価公示地点から抽出した調査を行つておりますけれども、去る一月三十一日にこの委員会から発表されました結果によりますと、五十四年一年間で全国では九・〇％の上昇といふこととございませう。このうち、三大圏につきましては一二・一％の上昇といふこととありますが、わけでも東京圏では一三・六％といふような上昇になっております。

また住宅地について見ますと、全国では一・五％といふ伸び率でございませうが、三大圏では一五・〇％、それから東京圏では一六・四％といふような数値を記録いたしております。このように、三大圏とりわけ東京圏の住宅地の上昇が高いというのが特徴でございませう。

○渡辺(貴)委員 国土庁の調査によりますと、そういう数値が出ておりますが、民間の調査によると、さらに約五割程度高いといふふうな調査でありまして、たとえば東京都の市街地帯における一年間の上昇は約三三・三％といふふうに言われておりますし、神奈川、埼玉でもほぼ二七・八％前後、わずか一年間でこういうふうな地価の値上がりを見せているわけですね。こうした地価の値上がりの中で、非常に投機的な要因があらうかといふふうに思われるわけでありませうけれども、現在不動産融資の最終的な融資状況について銀行局にお伺ひしたいと思ひます。

○米里政府委員 不動産業向けの貸出残高から申し上げますと、全国銀行ベースで五十四年十二月末現在で九兆四千四百八十三億円となつております。総貸出しが百四十二兆七千九百九十一億円といふ数字でございませうので、比率をとりますと六・六五％といふこととなります。この比率を過去の状態で見てもまいりますと、四十七年度末が七・

九%、四十八年度末が七・八%、そのところからだんだん下がってまいりまして六%台になっておるという状態でございます。

それから、金融機関の土地取得関連融資につきまして従来からしばしば通達を出して自粛を求めているわけですが、最近では五十四年度の二月、去年の二月に通達を發し、土地投機を助長するような融資を厳しく自粛するように通達をしたわけですが、そのときに、あわせてまして今後は四半期ごとの増加額を報告せよという指導をいたしまして、その後四半期ごとに数字が出てまいっております。それを申し上げますと、不動産建設業向けの土地関連貸し出しの新規貸出額ということに相なりませんが、五十四年の一―三月が四百七十六億四、四―六月が三千四百七十三億四、七―九月が三千三百四十二億四、十―十二月は目下集計中で数字が完成しておりませんが、大体三千四百億前後になろうかと思ひます。

○渡辺(貴)委員 表面にあらわれている傾向はそういう傾向だと思ひますけれども、現実にはかなりの差があるのではないかとこのように考えられます。

そこで、特に土地値上がりの一つの大きな原因となっておりますのが土地投機でございますけれども、これはきわめて典型的な例でございますので指摘をしたいと思います。昨年の五月十三日、埼玉県伊奈町というところで起きた問題であります。伊奈町北部土地整理組合が区画整理を行いまして、保留地五十三区画を公売しました。ところが、この入札に参加したのは二千三百八十一人、約四十五倍。入札の地価は、公売の予定価格、大体当時の公示価格の前後でありますけれども、三・三平米、坪当たり十一万五千円ないし十四万前後に対して、平均の入札価格が約一・八倍、最高で二・六倍の三十四万五千円で落札がされておるわけです。

ところが、この中で大変問題なのは、大阪に本社を持ち、わが国の中でも最も大手であると言わ

れている積水ハウス株式会社、資本金百二十四億三千五百万円でありましても、これは住宅界でも有数の大手であります。この従業員が、この入札に大挙に参加をいたしまして、二人でそれぞれ四区画ずつ落札をする、四人が三区画など、積水ハウスの従業員だけで十人、二六区画を高値で落札をしていくわけでありま。こういうふうにして投機的な価格の高騰が行われました。

それから十日ほどした後、同じ埼玉県の川口の戸塚の区画整理組合、ここでも二〇区画の公売を行ったところ、約二十倍の倍率。伊奈町の例にいろいろ教訓を得て、県の方では一人で一區画という入札の限定にしたわけでありま。けれども、しかし、公売予定価格のほぼ二倍から二・五倍、こういうふうな現状になっております。

こうした点から見ますと、土地税制を緩和をしたから優良な宅地が供給できると、これは単純にはおっしゃっていただきませんけれども、むしろ土地投機の誘因としてのこうした投機的な要素が非常に強いというふうに見えると思ひます。今回の土地税制の改正に当たって、こうした状況を十分に御検討あるいは御認識されていらっしゃるのかどうか、改めて主税局長にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 土地の税制と申しますのは、これは御案内のように三大都市圏、特に首都圏の住宅宅地の供給をできるだけ円滑にしたい、そのために土地の譲渡所得は、通常の譲渡所得と違ひまして、社会開発の益を含んでいただくわけでございます。それから、所得税法本則の二分の一総合課税ということでは、やはり税負担の求め方としてそこに問題があるというところで、租税特別措置法の一定の限度を超えた金額の四分の三の総合課税というものの大枠を維持しつつ、いま申し上げた形、目的に適合するような改正を繰り返してまいりまして、今回も御提案をいたしておるわけでありま。そういう意味で、宅地の供給の円滑ということ、それから、あわせてできるだけ地価が上がらないような、そういう全体としての

土地政策、その中で税制というものの効果を發揮してまいりたいというふうにご考へておるわけでありま。

○渡辺(貴)委員 なかなか効果を上げることがむずかしいというふうには私は考へておりますが、たとえばこれも埼玉県の例でありますけれども、市街化区域外の大企業による大規模な土地の取得が行われております。十ヘクタール以上の土地の取得が県内で九十四件、最終取得予定面積は六千二百四ヘクタール、六千二百四平方メートルであります。これは四十年代の初めごろ、新全線が策定される前後から大企業による買収が始まりまして、中でも西武鉄道の場合には千二百・七ヘクタール、東武鉄道は不動産を含めて約五百ヘクタールなど、大規模な土地の取得が続いておる。すので、そうした点から見ると、宅地の安定的な供給の場合には、こうしたものに対するメスを入れていかなければならないというふうにご考へておられます。

そこで、この問題について、国土庁の方で国土利用計画法に基づくいわゆる土地投機の規制あるいは買占めに対する規制等が、法を発動して行われたかどうか、この点について伺ひたいと思ひます。

○下説明員 国土法の運用についてのお尋ねでございますが、国土法の土地取引規制は、御指摘のとおり、土地取引の投機化の防止ということを中心たるねらいの一つとしておるわけでございます。この規制につきましては二つの内容がございます。一つは、土地取引の投機化ということが現実の事象になってまいりました場合に、区域を限って、かつ時間を限って発動されます規制区域制度という制度と、それから大規模な土地取引について一般的に全国かつ常時行われます届け出、勧告制度、二つの内容があるわけでございます。

届け出、勧告制度につきましては、現在全国の土地取引の約一割ぐらいの件数をカバーするものが対象になっております。これを通じまして土地取引の投機化の防止ということには大きな効果を

上げておるものというふうにご考へております。規制区域制度につきましては、これは投機化の防止ということにつきましては、これは決めた手になる制度でございます。万一、土地取引の投機化が見られるというふうなことになりますれば、機動的にこれを発動するようになり、これを自治体に対して指導してまいります。また、そのために常時土地取引の動向を監視するというための調査をいたしております。

国土法が制定されてからこの五年間、幸いにしてそういうような事態には立ち至っておらないわけでございます。現在も土地取引の投機化が見られておるといふようなことは、この調査の結果からも私どもそういう判断はいたしてございせんけれども、今後ともこの点につきまして十分監視を強化いたしまして、制度の運用に当たってまいりたいと思ひます。次第でございます。

○渡辺(貴)委員 かなり認識が甘いんじゃないかというふうにご考へます。

時間がございまして、この問題の最後で一言申し上げたいと思ひます。すけれども、優良な宅地を持している有資産家、たとえば昭和五十三年度の控除後の譲渡所得二千万円以上の納税者の数でございますけれども、ほとんどが土地譲渡者であるというふう聞いておりますが、どのくらいの数に上りましようか。

○高橋(元)政府委員 これは国税庁の統計年報ではなかなかうまく把握できませんので、私どもが五十一年から毎年やっております土地譲渡の課税調査という税務統計の数字でお答えいたします。特別控除後の長期譲渡所得、つまり土地でございますが、昭和四十三年十二月以前から持っております土地を譲渡し、それによって二千万円を超える所得を得られた方、こういう方は四万件おいでになります。譲渡所得がある者の総件数が四十六万件でございますから、一割弱ということになります。

のですけれども、いずれにいたしましても、現実には納税人口は約四千万人に近いわけでありまして、その約四千万人の土地譲渡所得者のためにさらに税制を緩和する、しかも、十分な実効的な効果は余り望めないというふうないろいろの議論を通じても考えられるわけでありまして、こうした点でも、今回の土地税制の改正は非常に大きな問題点をはらんでいるというふうに私は考えます。

そこで、最後に、きょうの一時半余りの議論でございませうけれども、これからのわが国の財政再建の展望を見た場合に、一つ一つの、それぞれの税法の中に矛盾もありませんし、あるいは大胆に改善をしなければならぬ問題があるということ、は明らかであるかと思われまふ。税法それ自身が国民生活にとってはまさに不可分の法律でありますし、また財政の機能が本当に国民生活を安定させていくという所得再配分の機能を十分に生かしていく上でも、これからの思い切った取り組みが必要だというふうに考えております。私たち日本共産党も予算の組み替え動議を提出いたしておりますけれども、その中でも、幾つかの問題についてかなり突っ込んだ御提案もいたしております。そういう点で、最後に大蔵大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○竹下国務大臣 財政再建が緊急の課題であるという認識は、その点に限っては同じであります。したがって、昨年十二月、税制調査会の昭和五十五年度税制改正に関する答申におきましても、「従来の検討の方向及びその後の経緯を踏まえつつ、財政再建の進め方及びその中における税制のあり方についてさらに検討を続けることとする。」と云々されておるところであります。政府といたしましては、今後、歳入、歳入を通ずる財政構造の健全化を具体的にいかに進めていくかにつきまわしては、まさに本院における財政再建決議案にもありましたごとく、広く各界各層の御意見を伺いながら十分検討して結論を得たい、このように考えております。

○渡辺(貢)委員 以上で終わります。

○増岡委員 竹本孫一君。

○竹本委員 きょうは若干時間がありますのでいろいろ伺いたいのですが、まず第一に、租税政策を通じて大蔵省は何をねらって努力をされるかという基本的な点について伺ひたい。もちろん、税収を得なければならぬという根本の課題もありませんが、そういう財政収入を得るという目的と、もう一つは、富の再分配といったような社会公正の問題、さらには社会経済の発展あるいは生産力の発展というような経済政策的なねらい等、いろいろ複雑に絡み合つておると思うのでございませう。毎年毎年、租税制度の改正のような法案が提案されるわけですが、当面、特にこれから八〇年代の租税政策の基本目標はどこに置かれるか、また、三つなら三つの大きな目的をどういうふうな調整をしていかれるつもりであるか、この点について主税局長から伺ひたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 財政の課されております課題というのは、これは大きく申して三つあると思ひます。いまもお示しをいたしましたように、まず第一に、公共に使ひます資源というものを民間の経済から移転をする、そういう意味の財源の配分でありませう。それから第二番目が、いまもお話ございましたように、再配分の公正ということを達成していくために再配分をいかに円滑にするかということでありませう。第三が、経済の安定的な発展をどうやっていくかということであらうと思ひます。

これは大きく財政と申し上げましたが、その中の租税だけ取り出して見ても、やはり同じ財政の目的に奉仕するというのが租税のあるべき姿で、その三つの基本的な目標に即して租税政策を運営してまいらねばならぬというのが私も税制のことに携わつております者の日常忘れ得ないところでございますが、とりわけたいは、いゝわゆる財政再建をいかに達成していくか、五十九年までに特別公債からの脱却というひとまずの財政再建の目標にいかん到達するかということが当

面の課題でございませう。そうなりますと、租税の幾つかの原則の中で普遍的にどのような方に何つても最も大切なものである、国民の評価も最も高い租税の負担公平というものを執行面から制度面からもより正しく実現をしていく。そういうことの中で先ほども申し上げた財政の三つの機能といふものを、時々刻々の移行行く経済社会の情勢に合わせて毎年度より正しい税制のあり方を模索いたしまして、御提出をし、国会の御審議をいたすのが私どもの務めであるというふうに考えております。

○竹本委員 もう数年前でございましたけれども、アメリカの「タイム」という雑誌が、資本主義は生き残り得るか、こういうテーマで特集をやつたことがあります。その論文は大変長いものであつたけれども、また大変おもしろい論文であつた。

どういうことを書いておるかといふと、大要点だけ申しますと、資本主義はプライベートルイニシアチブを尊重することによつてリッチソサエティー、富める社会をつくることには確かに大成功をした、しかしながら、ジャストソサエティー、公正なる社会をつくることについては大きく失敗をした、これをどうするかといふことがこれからの問題であるという点を非常にうまく論じておりました。もちろんアメリカの雑誌でございませうから、最後は、プライベートルイニシアチブを尊重しながら資本主義の自己回復力を大きく期待していかねばならぬという論文でございませうが、特に日本の場合を考えたとき、いゝわゆる高度成長といふものは、大成功をしたといふか、相当の成功をおさめたといふか、批判はありますが、けれども、低金利と間接金融と、さらに租税特別措置その他の租税政策で、とにかくある程度高度の成長をしたことは間違いない。

そこで、日本のこれからの経済政策の基本をどこに置くかといふ問題でございませうけれども、いまの論文ではないが、リッチな、富んだ社会をつくることについてはある程度成功をおさめ

たのであるから、これからの経済政策の基本といふものはどこまでもジャストソサエティー、公正な社会をつくることに重点を置くべきである。租税政策も基本はむしろそこに置くべきだ。そこだけではありませんけれども、そこに置くべきだといふような考え方は当然あつてしかるべきだと思ひますが、大臣、この点いかがですか。

○竹下国務大臣 リッチソサエティーからジャストソサエティー、これはある意味において、日本語のことわざで言えば乏しきを愛さず等しからざるを愛する、その乏しきというものが、乏しさの規範が大変変わつてきておりますけれども、同じ考えであります。

○竹本委員 私はいま申し上げましたような立場から、とにかく日本では不公平といへば不公平税制という言葉がすぐ続いて出るほど、不公平、不公平な社会、特に不公正な税制といふことになつておりますから、特に私はこの公正な問題を取り上げていくことが必要ではないかと思ひます。これは後でいろいろ議論もいたします。財政収入一本やりの考え方でなくて、それからもう一つは、いま政府もあらゆる特別措置その他を全面的に見直す、その基準はあくまでもいま申し上げましたような点のポイントになるのではないかと期待をいたしておるわけでございませうが、ぜひその努力を続けてもらいたいという要望であります。そこで、第二段といたしまして、財政の再建の問題について伺ひたいのでございませうが、きょうは、一般消費税といふのはいま何だか禁句になつておりますから申し上げようと思ひませうが、これも主税局長に伺ひたい。

五兆八千五百億円の税の面で増収がなければ困るというお話があつたと思ひますが、そうであるか。それが一つ。

それから次に、五兆八千五百億円ということの計算の基礎といふか前提には、幾つか前提があると思ひます。たとえば行政費の節約はどの程度に行うとか、公債の発行はどの程度におさめて

いつて、その結果、元利償還の負担がどの程度になるという前提になるのか、そういう前提もあるであろう。場合によっては、金利政策の動きも大変デリケートになっておられますが、その金利の問題等も織り込んで考えておられるのか。

いずれにしても、簡単に結構ですが、五兆八千五百億円の増収を図らねばならぬと主税局長はその職責上非常に熱心に考えておられることは敬意を表するが、これもあらゆる前提がうまくいった場合の最小限度の増収ではないか。もし前提が崩れればそれでも足りないのだ、あるいは時期が来ればそれでも足りないのだ、そういう時期的な問題や前提条件の問題やいろいろと困難な条件があると思うのですけれども、五兆八千五百億円という数字はそのままなのか、並びに、それを引き出してそれだけ増収をやれば、何とか五十九年度赤字公債はなくなるのだということのためには幾つかの厳しい条件があると思うが、その条件を明確に示してもらいたいということであります。

○高橋(元)政府委員 大変むずかしい御質問でありますので、十分にお答えできるかどうか危惧いたしますけれども、五兆八千五百億円という金額を申し上げましたのは、経済社会七カ年計画を一般会計ベースに翻訳をいたしました五十九年度ベース財政収支試算から来ておるわけであります。

それは、歳出について一定の前提を置いております。社会保障移転支出が国民所得に対して一四・五％になる。これは昭和六十年にそういふふうになる。それから、その他の歳出につきましても、現在の時点から八・三％の年率で伸びていく。それから、公共投資につきましても、五十三年から六十年までに累積二百四十兆円の公共投資をいたします。租税負担率はそういう経済の、または財政の基本的な指標と両立いたしました。特別公債から脱却いたしますために二六・五％の国民所得に対する負担が必要である。それらの諸要素を置きまして一般会計の今後の足どりを

を出してみますと、歳出の五十五年度を起点とする六十年までの平均の伸びが一・二％に相当する。それで、税収の方は現在の二十四兆六千六百億から出発をいたしますと、一七・八％の伸びに相当する。こういう計算であります。これは五十五年度から六十年まで各年一・四％の成長を、経済を構成いたします諸フクタの均衡というものを考えながら運営をしていくわけでございますが、その伸びが各年度等率である、景気変動によるフラクチュエーションが全くない、そういう非常に簡単な計算をいたしまして、一・四％の名目経済成長に対して国税の長期弾性値が一・二でございまして、一・二ずつ伸びてまいりますという前提でまいりますと、各年一三・七％の税収の伸びになるわけでありまして。

その一三・七％が、二十六兆四千四百億という現在の税制を全くいじらないで、これから後、六十年まで等率で伸びていくという前提を置いて計算をいたしますと、各年、五十六年、五十七年、五十八年、五十九年、それぞれ一兆一千三百億、五十七年に一兆三千二百億、五十八年に一兆五千六百億、五十九年に一兆八千四百億、合計五兆八千五百億、収支試算で見ても、五十九年特別公債償還が、収支試算で伸びていきますと、五十九年度の特別公債償還以外の税収がないと、五十九年度の特別公債償還はできないという形でお答えをしておるわけでありまして、すなわち、歳出につきましても、現状までの伸びよりはかなり切り込んだ、今後六十年間、経常部門で一一・二、それから予算規模全体で一一・四、こういう伸びをしておるわけでございます。従前よりは諸経費についてははるかに圧縮されておるというところは事実でございますけれども、これについてさらに切り込む余地があるかないか、切り込みながら、なお経済にダメージを与えないで六十年に所期の目標が達成できるかという問題があると思ひます。

それから、金利その他の経済的な諸要件について出してみますと、歳出の五十五年度を起点とする六十年までの平均の伸びが一・二％に相当する。それで、税収の方は現在の二十四兆六千六百億から出発をいたしますと、一七・八％の伸びに相当する。こういう計算であります。これは五十五年度から六十年まで各年一・四％の成長を、経済を構成いたします諸フクタの均衡というものを考えながら運営をしていくわけでございますが、その伸びが各年度等率である、景気変動によるフラクチュエーションが全くない、そういう非常に簡単な計算をいたしまして、一・四％の名目経済成長に対して国税の長期弾性値が一・二でございまして、一・二ずつ伸びてまいりますという前提でまいりますと、各年一三・七％の税収の伸びになるわけでありまして。

でどう置いたかということでございますが、これは七カ年計画の六十年フレームというものの中で、金利の変動は、国債についてはたしか現在の発行条件と同じような形で金利を計算しております、全体の金利水準についてもこれは私どもは承知できないことではございません、それほど大きな変動を見ておらないと思ひます。申し上げましたように、等比で伸びていく経済でございますから、実際といたしましては、国債、国内の環境の変化によりまして、必ずこの等比で出てまいった計算結果よりは上にいく、あるいはある年には下にいくと思ひます。それぞれの年で、上にいったときにはより一層財政の体質を健全化するようにならねばならないと、歳出について、また歳入についても一度努力をしていくというところであります。いづれにいたしまして、歳入と歳入、歳入と歳入を通じて各年度どうしていくかという問題は、この財政収支試算からは直ちに決まってくるわけでは、そこは各年の経済を見ながら、この財政収支試算の示しております一つの手がかりをもちにいたしまして、具体的な努力を払ってまいらねばならぬという性質のものであると思ひます。

大変十分なお答えで恐縮でございますが、そういう仮定で計算をいたしておるということをお答えいたします。

○竹本委員 たくさん御説明いただいたのだけれども、結局、五兆八千五百億円で大丈夫か、赤字公債は発行しなくても済むようなところまでいけるかというような問題については、非常に多くの不確定な条件もあります、多くの厳しい前提条件があると思ひます。

いろいろ御説明をいただいた中で、一番確実だと思ひますのは租税の弾性値が一・二ということ、これだけだと思ひます。あとはほとんど不確実だ。そういう意味で、大蔵省の方でも、いま財政に関しては皆収支試算と言っておられるわけ、計画とは言っておられない。その点は遠慮しておられるわけだろうが、事実、試算も試算、

これは大変むずかしい試算だというふうに理解をしておる。しかし、それでは困りますので、本当にもう少し財政再建について一つの見通しを持ちたい、あるいは計画を持ちたいとみんな念願をするわけですが、石油の問題もありまして、大変むずかしいということも私もよくわかります。

そこで、私は財政再建のいまの数字の問題を離れて少し伺ってみたいと思ひます。

それは、たとえばこの国会には法人税の増税案は、話は一時新聞で見たけれども、どこかへ行つて消えてしまった。そういうことで、大臣、私はこれは大変な問題だと思ひますけれども、来年になれば、どうしても増税の問題について真剣に取り組まなければならぬと思ひます。参議院選の前だから言わないか言うかは別として、とにかく増税の問題に取り組まなければならぬ。ところが、その増税というものを考えてみた場合に、やはり最後には、非常に残念だけれども、大衆の負担を要請するような面も考えなければならぬということになると思ひます。

そこで、問題は二つあると思ひます。すけれども、大衆に負担を要求しようと思えば、今度、最近議論になったように、行政機構の改革その他の思い切った改革もやらなければならぬ、これはそのとおりであります。しかし、私はそれに数字を多く期待しない。あるいは期待しても無理だろうと思ひます。いづれにしても、大衆に増税を願うとか、負担を公平に分担してもらおうとかいうことになる、その前に力のある者に大きな力を出してもらおうように法人税の増税なんというものは、まのうちにやっておかないと、来年のそういう基本計画を進める上で非常に矛盾があり、困難が倍加してはしないかということでありまして、それからもう一つは、来年になってから予算編成するときになって、法人税もやる、大衆課税もやる、何もやると言うて、言うのは簡単だけれども、たばこ一つ見てもわかるように、増税というのはなかなかむずかしいのですから、二つも三つも

も大きな増税を考へるということは、考へるのは自由だけれども、実行はなかなかむずかしい。したがって、私は、来年度における財政再建の課題に取り組むためには、大衆に犠牲を要求する前に、それこそ前提条件として、ことし法人税ぐらゐは上げておくべきであつた。来年、法人税とその他の税とを一緒にやるといふことはほとんど不可能に近い。しかし、それができなければ、日本の財政は再建はほとんどできない。ペーパープランは別ですけれども、本當の意味の財政再建の糸口をつかむといふことは——公平に見てことしの予算の中であらゝ口になるかなと期待を持たれるのは、一兆円の国債を減額したということだけですよ。あと、その糸口がどこにありますか。

私は、そういう意味で財政再建の厳しい課題を考へれば、その第一歩として、ことし法人税は増税すべきであつた。それを経団連の何とかという人がその辺をうろろ歩き回つたらいつの間にか消えちやつたといふのは、無責任きまる話だと思ふのだが、法人税の増税をことしやらなかつた。説明はいろいろありますよ。退職給付引当金をこゝういふ風に減額することになつて、実質法人税は一・何%ふやしたことになるのだから、それ以上は言えなかつたとか、あるいはそれを言うことによつて景気が不景氣になつたら、政府の責任が大変になるからいまは言えないんだとか、説明は一応ありますよ。しかし、財政再建という立場から見た場合に、法人税を引き上げることなくして財政再建ができるのか。また、来年に法人税の引き上げとその他の増税とを一緒にやつて乗り切るだけの政治力がいまの自民党にありと考へておられるか。二つの点を伺いたい。

○竹下国務大臣 竹本委員、全く何も承知の上でのお話でございまして、法人税をなぜ手をつけなかつたという弁解、説明は省略をいたすいたしました、結果的に申しますならば、いま評価していただいたのが、財政再建元年のあかしとしては、公債一兆円の減額だけはまあ評価できる。一兆円というのは非常に覚えやすい、わかりやすい

数字でございまして、私も繰り返してこれを言っております。

次に、一般歳出の伸び率が五・一%にとどまつた。これはやはり三十一年度以来の低い伸び率でございまして、これはこれなりに苦心を払つたところであると思ひます。それから、税制面の見直しでは、これも御承知のとおり、いまお話のあつた退職給付引当金と租税特別措置の整理合理化、給与所得控除の見直し、三つだけをやつたといふことになりました。

それから行政改革、これは直ちにいわゆる経費の上で大きな期待はできないとおしやいました。が、私も将来の展望は別といたしまして、直ちに期待できるものでは必ずしもないといふふうに確かに感じております。やつとこのことで補助金等の整理合理化が千六百数十億できたといふにとどまるわけでありまして。

したがひまして、法人税ということになりますと、ことしは、まず入るをはかる前に出るを制するといふような考え方で予算編成に当たりましただけに、来年度は、歳入、歳出面で当然のこととして検討をしなければならぬといふ状態にあることは私も承知しております。さればとて、既存税目の引き上げといふものにはおのずから限界もございまして。したがつて、もとより法人税の引き上げといふものが全く来年度以降対象にならないものであるなどと言つたことは一度もありません。これらにつきましても、各方面の意見を十分聞きながら対応していかなければならぬ重要な一つであるといふふうに理解をいたしておるところであります。

その他、それと同時に、いわゆる大衆課税ができるか、こゝういふことでございしますが、それもやはり先輩の議論等をこのように問答しながら、国民の理解が得られる環境ができて初めてできることではなからうかといふふうに考へております。○竹本委員 五・一%の伸びにとどめたという努力は、先ほど申しました一兆円の公債減額のうらはらでありまして、私は敬意を表しておるし、高

く評価しておる。しかし、いま御答弁のところでも申し上げますと、私が特に問題にするのは、大臣が言われた、法人税を対象にしないと言つたことは一遍もないという御答弁で結構ですが、対象とする場合に、ほかに増税を考へなければならぬ、そういう場合に、二つも三つも増税が来年にできますかといふことを聞いています。しかも、それができなければ財政の再建の本當の意味の軌道には乗りませんよといふことを言っているのです。その点どうですか。

○竹下国務大臣 その問題につきましては、それこそきようこゝして竹本さんと議論をしながら、国民の理解を得られる環境が熟したら、私はやることであると思ひます。しかし、現在の自由民主党の政治力とかいふ問題ではなく、やはり国民全体の理解の中に初めてできる問題である。したがつて、ことしは参議院選挙もございしますが、絶えず国民と財政再建問題については、サービス低下を甘受してもらうのか、あるいは新しい負担を求めるのか、二者択一といふような厳しい状態にあることも認識しながら、それをどこで調和していくかといふことを、絶えず問答の中に国民の理解と協力が得られるような環境をつくつていかなければならぬ。これに一生懸命やらなければならぬと思つております。

○竹本委員 この問題は大体以心伝心ですが、ポイントがわかつていますからこのぐらゐにしておきましょう。

そこでもう一つ、法人税の問題を離れて、所得税の増税の問題はちよつと時間がなから言いますせんが、一体、ほかの税収を考へる場合に何があるだろうかといふことを考へた場合に、私は税の専門家でもありませんからよくわかりませんが、考へるところは、直接税から間接税へと大蔵省も宣傳しておられるが、間接税、間接税と言つても、一つは物品税、一つは印紙税くらいなものだと思ふのです。

そこで、主税局長にまず伺つておきたいが、物品税、印紙税のことしの収入は幾らあるか。仮に

それぞれ三割ぐらゐ増税をするとしても、どのぐらゐの税収が期待できるか。そういう意味で、物品税、印紙税の増収にも、何も大して多くの財政再建の決め手になるようなものは期待できないのではないかと考へるが、どうかという点はどうですか。

○高橋三三政府委員 五十五年の当初予算に計上いたしました物品税収は一兆一千九百十億円であります。印紙は、税としては収納後でない税目分別できませんが、印紙収入を九千四百三十億円計上いたしております。その半分が印紙税といふふうに御承知願ひたいと思ひます。合わせまして一兆六千億余でございまして、いまお示しの三割といふ数字を使ひますと五千億といふことに相なりますが、それぞれの税目ごとに三割の税負担増を求めることができるかどうかは、また別途の検討が必要であらうかと思ひます。

○竹本委員 だから、それぞれ三割ふやすといふことは大変むずかしい課題だと思ふのだけれども、ふやしてみても財政再建の大きな決め手にはならないといふことですね。そういう意味からいふことがおおむねわかる。きようはその問題は余り時間ありませんから触れませんが、しかし、それにしても、たとえば物品税なんというのは一つの消費税でしよう。一般消費税はやると言つた。そして国民の理解が得られなかつたといふ物理学的表現があつて終つたんだ。しかし、実際問題として、一般消費税ができないといふ場合に、それでは物品税そのものを見直して、かけるべきところにかけていない問題もあるかもしれない。もつと税率を上げるべきものを上げないで上げるかもしれない。あるいはまた、逆に免税点を上げなければならぬものもあるかもしれない。物品税については、物品税それ自体としても一つの問題が大分あると思ふのだけれども、一般消費税を考へざるを得なかつた情勢の中で、また一般消費税を考へたという過去の事実の中で、一体これからどういふふうに取り組もうとしておられ

○竹本委員 今度の予算修正のときにも一つ問題

んやシニミットさんも入れたドイツ社民党の本部

も印象に残つてゐるのです

もきらいですから 自分には中流があるしは中の下

と思つて喜んでゐるような傾向がある。しかしながら、政治として考えた場合に、いまの数字でわかるように、もう少し努力する余地があるのでないかという問題提起を私はしておるわけです。それとの関連において、財政収入が足らなくて、主税局長もいろいろ頭を悩ませておるようだけれども、かつて私がここで問題提起をしましたのが、富裕税という問題について最近どういう考えでおられるか。この問題については、私も本委員会においてすでに二回くらの議論をしたことがあります。そして、政府の言われることも大体よくわかつておる。困難がいろいろあることもよくわかつておるが、その技術的な困難ということだけで絶対解決の方法がない——大臣、ちよつとついでに申し上げておきますが、大蔵省の悪い癖が一つあるのです。それは、事務的な問題でいかにも本質的に何か物事ができないように、またしてはならないように、オーバーな言い方がずいぶんあるのです。たとえば、法律問題でもそれは法律的にできないと言う。よく聞いてみたり、だんだん調べてみたり、できないことはないのです。法律というものは国会がつくつておるので、大蔵省がつくつておるのではないから、国会の考えと見識と責任において法律を直せば直せるところがたくさんある。それを絶対できないように言つて、われわれは正直だからおどかさずにしよう。それから、税の法案なんかの問題も、タイムリミットがあつて、もしこれが通らなければ国際的には大問題になる、国内においては月給が支払われなくなるなどと言つて大げさに宣伝されるものだから、これまた大蔵委員会が夜を徹して徹夜国会をやる。しかし、後で聞いてみたり、やつた結果を見ていると、必ずしもそうではない。少し過剰宣伝があり過ぎるから、オーバーな宣伝は、法律問題もタイムリミットの問題もやらないようにしてもらいたいと思ふのです。

技術的に困難な問題についてもその点は同じでありまして、たとえば、財産の把握がむずかしい、それはもうおっしゃるとおりなんです。私も

その点をよくわかりまうけれども、絶対にその方法がないのかといつていろいろ考えてみると、昭和二十五年に行われた富裕税のときにも、いろいろ矛盾はありましたけれども、ある程度各人別の調査を出させることによつて、完全ではなかったけれども、所期の目的を達することができるようになった。今度はグリーンカードとかいろいろの工夫をされてゐるようだけれども、それらのものも含めて、特に表現されない資産についてもある程度つかむ方法が考えられるようになると、前回の答弁で言われたような、絶対できないような言い方ではなくて、できる方向において検討する必要がある財政的な立場からもあるいは公正な社会をつくるという考え方からも必要になり、かつ可能になつてきたのではないかと申すが、その点はどうか、こういうことである。

○高橋(元)政府委員 税制調査会で、五十二年の中期答申以来、富裕税の問題は継続的に勉強していただいておるわけでありましたが、一昨年九月の一般消費税特別部会の報告の中では、富裕税は単独で導入の是非を論ずるよりも、新税の導入との組み合わせで検討することが適当であるという意見もあるから、執行面における諸問題について引き続き検討を重ねた上で結論を得べきであらうというお答えでありました。現在でもこの観点で、新税との組み合わせということは別にいたしましても、富裕税の導入について勉強を続けておるわけでありまう。

そこで、竹本委員には、四十八年でございまして、前回の相続税法の改正の際にも、この委員会が詳細な御質疑をいただいております。この委員会でございますけれども、富裕税問題で、資産の把握の問題というのは非常にむずかしい問題でございまして、グリーンカードシステムというのが効果を發揮することができるようになります。ために今後とも努力をしていくわけですが、そうになりました場合には、富裕税の中で無記名の金融資産に対する把握につきましては、より一層前進すると思ひます。ただ、それ以外の財産の把握が

どこまでできるかという意味で、資産の把握の問題というのは一つ解決の方向で前進を続けることはできると思ひわけです。けれども、もう一つ評価の問題というのが非常に強く出てまいります。たとえば、土地、非上場会社の持ち株、こういうものの評価を定期的にどうやっていくのかという問題であります。富裕税の納税者というのは、そう大きな数ではございせんけれども、しかし、それが評価の問題も、技術的には大変むずかしいし、手間がかかることでもありますけれども、それは絶対の支障ではないという御指摘であれば、それは極力努力をいたして評価の問題は解決していかねければならないと思ひます。

三つ目の問題は、経常的な財産税として、所得税の補完税として性格づける場合に、日本の所得税の税率の果進度かなり急である。最高税率は限界で九三%、平均で八〇%まで来ておりますから、その上に経常的な財産税を入れるとしたら、所得税、住民税、それから富裕税を合わせました場合の賦課制限というものをどうするかというところが非常にむずかしい問題として残るわけでありまう。現在経常的な財産税をやつておるわけが、私もOECDについて調べますと九つばかりあるわけですが、比較的古くからやつておるはありますけれども、比較的早くからやつておるはドイツ、オーストリアなどをのけますと、大体八割という賦課制限をしております。所得税と経常的な財産税と合わせまして八割のところでは賦課制限にしてしまふということが多いようであります。一番賦課制限の高いノルウェーで八五でございまして、そうなりますと、経常的な財産税が財産の運用利回りその他を考えると税制として機能し得る範囲が非常に狭い、つまり税源が非常に小さいということになります。九三%の限界税率は八千万のところから働いてくるわけですが、それから、その場合に平均税率が七〇%ぐらいになります。もしやうか、その後賦課制限で入る余地はほとんどなくて、五億を超えまうと、たしか、正確に覚えておりませんが、計算させましたと

きの私の記憶で申しますと、新しい経常的な財産税が入る余地がないことになるわけでありまう。経常的な財産税という性格を前提として考えまうと、所得税の税率構造、それから住民税の税率構造、そういうものとあわせて経常的な財産税としての富裕税をどういうふうな位置づけるかということ、税体系を考えますと私どもの立場といたしまして一番むずかしい問題としてお残つてくるわけでありまう。したがって、所得税の最高税率を上げて富裕税に置きかえる、これはたしかシャープの税制勧告がそういう形をとつたわけですが、ございまして、そういうことがいかにどうか。その場合に所得税として把握される所得よりも富裕税の対象として把握される資産がより捕捉度が低いといひますと、そこで税の公平上の問題というものが登場してくるかというものが現在の考え方でございます。

○竹本委員 御説明は一応わかりまうが、特に私この際伺つておきたいが、インフレ過程というものは富の偏在をますます激しくするのです。したがって、税制の上から言へば不公平というものがますます拡大される。それを税の上からだけ調整するということとはもちろん困難だけれども、税制としても、インフレ過程が不公平なものなんだから、その不公平なものをますますインフレ過程——これは御承知のように、油はますます上がついて、円はますます下がるから、物価はどんどん上がつてくる。政府がいろいろ弁解されたり努力されたりするけれども、なかなかインフレはおさまらない。そのインフレ過程というのはいま申しましたように富の偏在を激しくするんだ。それをどういう形においてか、税なら税の形において、税の面からは正をする努力は常に忘れてはならぬのではないかと申す点をひとつ申し上げておきたい。それから、いまパーセンテージをたくさん言われまうけれども、問題は、日本の税制は実態をどれだけ確かにつかんでおるか。租税の課税標準をどこまで確実につかんでおるかということの方

が問題ではないかと思うのです。百あるものを七十に押さえて、その九五%を押さえたなんて言ってみても、実態からいうと大分離れておる。問題は、税制改革の場合にわれわれが忘れてならないことは、その実態の把握がどれだけできていくかということが非常に問題だと思ふのです。

たとえば、これは地方税になるが、固定資産税なら固定資産税というものがそこにある時価と一体どのくらい離れておるのですか。何%掛けるかという問題の前に、それがどのくらい離れているかと思ふ。税率が高いとか低いとかいうことも非常に問題だけれども、実態把握が完全にできた上でのパーセンテージなんだから、それができていないという感じをうんと持っておるんだが、国税、地方税を通じての話ですけれども、感じとして一〇〇%つかんでおるんだということが言えるなら、それはパーセンテージだ、富裕税はたまたまかなんとかいふ言えまますよ。しかし、つかんでいないんじゃないか。そこに大きな問題があるのではないかと思ふ。どうでございませうか。これは大臣と両方から聞きたい。どのくらいつかんでおると思ふかということですか。

○高橋(元)政府委員 国税庁もおりますこと、私からお答えするのが適当かどうかということとはございませうけれども、所得税の税制は理論的に非常に正しい税制であらう、私もはずつとそう思つてまいりましたし、いまでもそう思つておるわけでございますが、そのまた最大の弱点は執行が大変むずかしいということでありまして、とりもなおさず課税標準となる所得が正確に捕捉されない傾向が非常に強いということは申し上げられると思ひます。それがいかなる程度であるかというのはいくつかの問題であります。所得課税に依存してまいります場合には、執行の面で課税されない所得というものが出てまいる、それは避けられないことであらうと思ひます。

それから、固定資産税の課税標準がどうなっておるかということですが、これは私も、

感じて申し上げて恐縮でございますけれども、相続税の評価額の半分よりも少し上ぐらいかと思ひます。したがって、現実には売買して得られるであろう価格に比べますと恐らく半分とかもう少し低いぐらいの割合になつてしまふのではないかと、ううううと思ひます。

○竹下(元)大臣 どうも私にはよくわかりませんが、

○竹本委員 大臣、私が申し上げておるのとは、とにかく実態を全部完全に把握しているという上でのパーセンテージが高いとか低いとか言つてもいいのであつて、現実にはそうではありませんという点を問題意識として少なくとも大蔵省はちゃんと考えておいてもらいたいという要望にとどめておきますから、ひとつよろしく願ひをしたいと思います。

あとカードの問題もあるんですけれども、これはまた改めてもう少し議論をすることにしたいと思ひます。

一つは、いまの土地の問題、一言だけですけれども、例の長期、短期のとりえ方ですね。あれは業界が言つてゐるのは五年ぐらいにしてくれ、四十四年とかなんとかというのはいくらもいふ問題があるんですが、五年というのはいくらもいふ問題があるんです。短くしようと思ふけれども、しかし、いつまでも四十四年一月一日ということだけできつてしまつて考へる考へ方は少し無理があるんじゃないか。五年で少し行き過ぎだと思ふから、たとえば十年なら十年で区切つてみる、十年以上持つておれば、こういふような、もうちょっとそこだけは弾力的に考へた方がいゝゆる土地税制改革あるいは土地の流動化という問題についてはベターではないかと思ひます。この点はどうか。

○高橋(元)政府委員 現在、土地の譲渡というものの総体の件数で申しますと、昭和四十四年一月以降に取得した土地を売られるいわゆる現在の租税特別措置法の短期譲渡、これによつておられるものが大体二〇%ほどであります。面積で五%であります。したがって、現在長短期の分離

課税の対象になっておりますその中の短期と申しますのは、面積で一五%、件数、金額で二〇%という程度に御承知願ひたいと思ひます。これが現在の短期分離課税の規定によつて動かなくなつていくかどうかという点でございませうけれども、この点につきましては、私も十年たつたらたといふいまの御提案で短期の課税を卒業いたしまして長期の分離の方にいくという制度をつくらしてしまひます。場合の問題は、現在は短期で御承知のように一〇%総合でございませうし、長期は一定の軽減をしまして後で四分の三総合でございませうから、一〇%から七五%に移行する税率があつて二年後、三年後であるならば売り控へをする、売らな

いでおくという効果が出てこようかと思ふわけでありませう。したがって、長短期の区分を十年で卒業する十年ローテーションとか五年ローテーションにいたしまして、かえつて土地の供給が減つてまいるという効果が出てくるということが言えると思ひます。

それからもう一つは、現在の市街地の価格指数等によつて計算をいたしますと、四十四年当時の地価が一〇〇といたしますと、さういふ土地は四十九年三月までに二四一ぐらゐまで上がつておりました。その後石油ショックその他で土地が下がりました。最近また上がつてきておりました。五十四年三月に二五六となつておりますから、昭和四十四年以降取得した土地を十年たつたら四分の三総合で売れるようにするといひますと、ちょうど五十四年で十年目を迎えてすでに過ぎておるわけでございますから、その間の値上がり益といふものについて土地投機の取引の抑制といふ意味で設けた短期課税という規定が働かない、その点も問題かと思ひます。

そこで、今回御提案しております租税特別措置法の一部改正の中では、短期譲渡について、四十四年一月一日以降という定義を変へませんで、しかも期限の定めを取つてしまふということ、投機的な土地の取引について今後とも規定の適用を動かさないという考へ方をとつておりま

す。もちろん、仰せのように、未来永劫四十四年一月一日以降だつたら、いつまでも短期で課税の対象にするかどうかという問題はございませう、ただいまの地価の現状なり、宅地供給の現状からいたしますと、やはり長短期の区分は動かすべきでないという考へ方をとつておる次第であります。

○竹本委員 もう一つだけちょっと似たような話で、私、きょうは財政再建のために増収対策をもう少し真剣に、しかも大胆に考へなければならぬではないかというのを特に言つたつもりですけれども、今度はいまの問題に関連して、ちよつと逆な言い方になりますが、それは最近通産省が八〇年代の、何と言ひましたか通産省の政策的な本質的なビジョンというものを発表いたしましたね。

これは従来から考へておるようないわゆる知識集約型の方へというもので、きわめて常識的な結論です。しかし、きわめて常識的な結論だけれども、考へてみると、石油の制約その他を考へながら、一体これから日本の八〇年代の産業政策はど

こへ持つていくか。先ほど申しましたリッチンサエティの問題と関連をしますけれども、何と申しまして、ゼロ成長では困るし、日本の経済の生産力を発展させていかなければならぬが、その担い手はどこにあるかということを考へると、やはり知識集約型のところへ持つていかなければならぬだろう。これまたボールディングの言うところによれば、ノーハウでいくのだ、枯渇する資源ではもう限界があるから、その限界を広げようと思つてみてもだめだ、これからはむしろ新しく、あの人は遺伝学まで言ひますけれども、ノーハウを知識集約型の、あるいは知識を生かしていく活識の方式によつて産業を発展させていく以外はないということをおつておる。大体同じことを通産省の八〇年代の通産政策ビジョンといふものも訴えておると思ふのです。

そこで、今度はその八〇年代に日本の産業構造をどういふ方向へ持つていくんだということについては、税制はいかなる役割りを担おうとしてお

のか、それを推進するためにどういう工夫をするのか。一方で言えば、増税ばかりやらなければならぬ面もありますけれども、一方で八〇年代の日本の産業を展望しての租税政策というものはなればならぬ。それはある場合には減税措置というところになってくるかもしれないけれども、そういう八〇年代の日本の産業政策のビジョンとこれから考えられる租税政策との間にはどういうかかわり合いがあるか、あるいはどういうかかわり合いをしようとしておられるか、その基本的な考え方を伺いたいと思います。

○高橋(元)政府委員 資源がだんだん枯渇してまいりまして、資源の供給が経済の成長の制約になる。これは世界全体の人類にとって大変大きな問題であろうと思います。ことに、日本は資源が非常に乏しい国でございますから、資源の供給の代替性と申しますか、そういうものを強めていくための各種の研究開発なり技術の応用ということが必要なのは、いま御指摘をいただいたとおりだと思います。

アメリカなどでも、そろそろ租税政策の中で供給力を増加するための租税政策ということの問題意識が披露されてきておるようであります。イギリスはもう大分前から、初年度一〇〇多億却というような投資促進策をとっておられますけれども、アメリカももう投資税額控除を講じてから非常に長い期間がたっておりますが、いずれの国も税制上の投資促進策減税というものが必ずしも実を結んでおるようには思われないわけでございます。

研究開発にいたしましても、資源の代替性を高めていくような大規模な研究プロジェクトというものがある企業の研究開発費の中で処理できるものかどうかということも、もっと大きな国家的、公的にこれをオーガナイズしていくことが必要であるようなものではないかというような考え方を持っておるわけでございますが、いずれにしても、財政を支える基礎が税であるといったしますと、その税収というものは個人、それから法人、

家計、企業それぞれの活力の中から国にちょうだいするわけでございますから、その基本の活力というものを培養していくという見地もおのずと必要であろうと思ひます。いままでの各種の税制上の手段というものを外国、日本についていろいろ振り返って分析、検討いたしてみますと、いままで私も承知しておりますような投資促進税制ということでも直ちに実を結ぶ、その効果が上がるというふうにも思っておりませんので、さらに工夫が必要ではないかという感じはいたしております。

○竹本委員 最後にもう一つ。これは行政機構改革の問題とちよつと関連しますが、これは私の持論でもあるのだが、国税と地方税の徴税の一本化の問題です。

国税の職員は何年たつても大体五万人で、法人の数はふえる、租税のあり方は複雑怪奇にますますなつておる、大変だというふうな話はいつも聞いておりますが、国税職員が五万人、しかも数年間ほとんど動いていないということと比較して、地方の税職員が八万六千人おるといふのはちよつと多過ぎるのじゃないか。これは地方の方へ関連する問題になります。多過ぎはしないか。

それから第二番目は、中央の職員と比べて、地方の職員は、どこでもそうだけれども、賃金ペーシングが少し高過ぎはしないか。高過ぎるといふと語弊がありますが、比較してより高いではないか。一番問題になるのは、地方の税務職員の職務内容というものが一体どんなものであるかという点について、これは大蔵省じゃないかしらぬが、

政府としてはもう少し検討を進められるべきではないかと思うのです。非常に極端な例を言えれば、所得税の一種の付加税みたいな形だと思ふのだけれども、住民税だとかいろいろありますが、それは地方の税務職員が独自の調査、検討を加えておるかという、大部分の場合コピー、写してとっているだけじゃないかと言つていいでしょうね。それが数多い待遇もいじつして、そのまゝになつておつて、これだけ行政改革が言われ

るときに、余り具体的な日程に上つていないようだけれども、特に事大蔵省に關する税の問題に關しても、やはりその点は再検討する必要があるのではないか。職務内容から見ても、どうも独自のもの——もちろん八万六千人おるわけですから、地方には地方の別の税金、固定資産税もあれば飲食税もあるし、自動車税もあるわけですから、全部が全部というわけじゃありませんが、少なくとも所得に關する税の調査という問題については、ほとんど大部分が中央のコピーにすぎない。それにしても人数が多過ぎるし、待遇が中央に比べて少し高いじゃないかと思うのですけれども、感ぜとしてどういふお考えを持っておられるか伺いたい。

○高橋(元)政府委員 現在国税の徴税費と申しますのは、大体私が承知しておりますところは、百円につきまして一円五十銭ぐらいかと思ひます。地方はその倍以上、三円五十銭ぐらいになつておるうかと思ひます。それは三千の地方団体がそれぞれの条例に基づいて地方自治の本旨の中で税金を取つて、それぞれの自治体の費用に充てる、それが住民の自治意識というものと密接につながつておつて、したがひまして、そういう徴税を一本化して国税の付加税にして全部戻すというふうなことは、とうてい地方自治の本旨と相入れない。いろいろの観点から、長い間自治省ともお互いに徴税機構の能率を高めるために相談をしてまゐつたわけですが、現在到達をいたしております結論でございます。

国と同様に地方におきましても財政の不均衡に悩んでおる現状でございますから、さらにそれぞれの立場の中で、どういふふうにしてか税務の行政の効率を高めてまいる工夫をお互いにしていかなければならぬというふうにも思つております。○竹本委員 私は、地方分権の時代ですから、地方税を付加税にしてしまふとはいひません。そういうことを言つてゐるのではないが、現在の実情は中央の所得税のコピーが中心ではないかという

それから、あれは入場税でしたか、国へ移しましたね。そのときに、税の収入というものは、大ざっぱな話で、二倍ないし三倍くらいになつたと思ふのだけれども、そうではなかったか。というのは、地方税というのは、地方のボスの支配というのが強いふん力強いものだから、あるいは地方税務職員の能力の限界もあるでしょう、一方には政治の圧力という問題もあるでしょう、したがひまして、先ほど申しましたように、そういうものの把握が確實にいつていない。だから、地方のボスと關係なく国税の職員が調べるということになると、一巡に収入が二倍になり三倍になるといふことが可能なわけですね。その可能なということが問題なんです、私の言うのは、そういうような税の公正ということから言へば、税の体系も公平に、公正にできていなければならぬが、その体系を現実に施行する場合に、課税標準を使う場合に、その他の場合にも、もう少しきちんとしたものがないと、まじめにやられたところが損をするというふうな形になり過ぎるではないか。たとえば飲食税その他も、人によつては、あれは必ず三倍くらいになるんだ、いまは把握は三分の一くらいだと言ふ人もおられます。これは地方税のことは地方税で改めて論ずればいいのだけれども、それくらいに地方においては把握が不完全というか、不徹底というか、矛盾が多過ぎるではないか。そういう問題も含めて、中央、地方の税体系なりというものもこの際総合的に検討する必要があるいか。そういうことの中の一つとして、徴税の一本化ということも考える余地があるんじゃないかという点で、最後に局長、大臣のこの点に關する考えをも一度明確に伺つて終わりにしたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 税は、国税については間接税、直接税という税体系でございますが、のみならず地方税の直接税、間接税というものを含めて、同じ住民であり国民であると申しましたも、同一の企業であり、個人であるわけでございますから、全体としてできるだけ望ましい税負担がいくようにしなければならぬ。そういう意味で、私

ども、地方税であるからといって、人の問題として自治省のお考えだけというよりも、むしろ税源をどのようにうまく配分するかという観点から常時協議をいたしておるわけでございます。

そういうふうな構成された国税、地方税の体系の執行をどういうふうに行っていくかという問題につきましても、先ほどの御答弁の繰り返しになりますけれども、財政の現状の中でできるだけ効率的にお互いに知恵を出し合ってやっていこう、お互いの税務執行上の資料であればできる限り交換をするということも方法でございましょうし、そういうことでできるだけ冗員を省いて効率を高めていきたい。また、地方自治体の自治の本旨というものもその際に尊重をするということと今後とも努力を続けてまいりたいと思っております。の工夫を具体的に進めてまいりたいと思っております。

○竹下国務大臣 税制調査会等へごあいさつに参りますときも必ず自治大臣と一緒に参つておるわけでありまして、それぞれの角度から税制調査会でも真剣に議論をしていただいておりますところでありまして。

そこで、人の問題でございますね。これは税務行政という角度とはまた別の角度で、いわゆる定員削減問題というものが、中央のみではなく地方もこれに極力協力していただきたいということ、いま官房長官、行政管理庁長官、自治大臣、私どもでそうしたことに對しても協議を重ねておるところであります。

それから給与の問題もいろいろ議論をいたしておりますが、確かに、いろいろな取り方でございませうけれども、高いことが実態としてございませう。ただ、これは直接質問に答える話にはなりませんけれども、仮に天下りという言葉がいかに悪いかは別といたしまして、もろもろの中央官庁と公社、公団、あるいは地方とそれらの公社、関係団体等の給与を比べてみますと、その場合は年金を差し引いた形で現給よりも多くならない形で、地方の多くがそういう対応の仕方をしておる。この辺はまた別の意味において参考にしなければならぬことではないか、というような形で、給与全体の問題につきましても、これには総務長官も加えまして、いま関係閣僚で行政の改革の一環として協議をさせていただいておりますところでありませう。

○竹本委員 誤解があると困るから、最後に一言でも念のために申し上げます。

私は、いま地方の税務職員が八万六千、詳しく調べておりませんから直観で申し上げますが、所得税関係みたいなものが大体六万人ぐらいおるじやないか、それをいま言ったように、コピーだけとっておくというようなことはやめて一本化をすれば、少なくとも二万人ぐらい浮くと思うのですね。それを首切れと言っているのではない。それから、それをすぐ中央の国税の職員に持ってきて、もう言つてはちよつと言葉が悪いけれども、能力その他の問題において適格性があるかどうかということは非常に疑問だと思ふのです。したがいまして、それは地方において配置転換をやるべきじやないか。なぜまた配置転換を言うかという、最近財政が窮屈になりまして、野党がよく言うように、福祉切り捨ての傾向があると思ふのです。ところが、実際は、福祉国家というものはわれわれの新しい社会の一つの理想像でございまして、むしろこれからは苦しい中でも第一条件として充実していかなければいかぬ。ところが、福祉国家というのは中央でわいわいと言つてみてもどうにもならないので、本当は福祉国家こそ地方分権で地方が身近に世話をする、そういう行き届いた福祉国家にしなければならぬ。そのためには、地方庁における職員も、これは幾ら財政窮屈な中でも充実していかなければならぬ。むしろ、こちらに回すことによつて一方においてはむだを省き、一方においては福祉の充実の方へと方向を切りかえることができるのではないか、そういう意味も含めて再検討を願いたいということが私の真意でございませうから、それもおくみ取りを願いたい。

以上で終わります。

○増岡委員長 次回は、来る十一日火曜日午後六時理事會、午後六時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後三時二十九分散會

